

## 政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年5月6日（金）16：00～19：20

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野内閣総理大臣補佐官、西山審議官（原子力安全・保安院）、  
坪井審議官、星野技術参与、斉藤 EOC 環境モニタリング班員（文部科学省）、  
加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、宮原次長、遠藤室長、  
森田研究管理官（水産庁）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

\*文中敬称略

### ○司会

お待たせしました。ただ今から、統合本部の合同記者会見を始めさせていただきます。冒頭ではございますけれども、会の運営ということで、前日も若干お話しさせていただきましたが、今日も一言お伝え申し上げたいと思います。質疑応答でございますけれども、本日の記者会見も説明事項とその他事項を分けず一括して行わさせていただければと思っております。なるべく多くの方に御質問いただくということで、お1人1回ということでお願いできればと考えております。したがって、冒頭に質問内容をまとめていただいて、その上で回答させていただければと思っております。回答の方も、時間を効率的にということで極力簡潔にお答えさせていただければと。もちろん、受け答えによる再質問は適宜お受けさせていただければと思っております。また、たくさんの方に御質問を受けていただくということで、長い場合は、本当に大変恐縮でございますけれども、途中で私の方からお話をさせていただくということもあろうかと考えておりますので、是非御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは、ただ今から始めさせていただきます。まず、細野豪志事務局長によりますあいさつ及び冒頭発言でございます。

### <冒頭あいさつ及び冒頭発言>

#### ○細野補佐官

本日も記者会見にお運びをいただきまして、ありがとうございます。今日は16時半の予定だったんですが、大変恐縮でございます、当日の急な変更で、16時と前倒しをさせていただきました。私が総理に説明をするようにということで、官邸の方にどうしても行かなければならない事情ができたものですから、これは総理補佐官の本業ということで、大変恐縮でございますけれども、御理解をいただけますようによろしくお願い申し上げます。今日の最も大きなテ-

マは、海域のモニタリングについてでございます。このモニタリングにつきましては、政府の中では文部科学省が主に担当することになるわけですが、評価は保安院、安全委員会も関わるという、そういう 3 者が主に関わる分野になってまいります。それに加えてまして海域の場合には、手段として船が必要でございますので海上保安庁、そして魚にも関わってまいりますので水産庁という、政府の中では 5 者が関わる分野になってまいります。そして今回は、東京電力にも十分な役割を担っていただくということで加わって、この 6 者で様々な打ち合わせをこれまで行ってまいりました。5 月 6 日の時点で、福島第一原子力発電所の周辺海域においては 48 箇所の測定点を設定してモニタリングの活動を実施してまいりました。他方、海域における放射性物質の拡散が予想されておりまして、今後は広域的な海域モニタリングの実施が求められております。このため、文部科学省の取りまとめの下、先ほど申し上げました諸機関が協力をいたしまして、海域モニタリングの広域化を図るとともに水産物のモニタリングの拡大を図ることといたしましたので、お知らせをいたします。海域のモニタリングの広域化に伴う新たな測定点の数ですが、総計で 105 箇所と倍増することにいたします。内訳といたしましては、国の測定点が 71 箇所、東京電力の測定点が 34 箇所となっております。また、魚につきましても、これは漁業を再開をする上でもできるだけ早期にモニタリングを充実していく必要がございます。既に福島県以外の海域におきましては行われてまいりましたけれども、福島県につきましても早急にそのモニタリングに入りたいと考えております。現在、水産庁の方から原子力安全委員会に対しまして、どういった手法であればモニタリングができるのか、魚を捕れるのかについての助言を求める手続に入っております。間もなく原子力安全委員会の方からその手法についての具体的な助言が出されるものと承知をしております。したがって、今日は最終的に発表には至りませんでしたけれども、福島県沖の海についても魚のモニタリングにそれほど時間を置かずに入れるのではないかと考えております。もちろん、得られた情報につきましては速やかに国民の皆さん、そしてこの海の安全の問題については、海外でも関心を持っている方がたくさんおられますので、そういった皆さんへも公開に努めてまいりたいと考えております。もう 1 点、一昨日のこの会見の中で、原子炉水の中の核種の分析について詳しく元データを公開すべきではないかという御要望・御質問を複数いただいております。東京電力の方と協議をいたしまして、大変ボリュームがありますので若干の時間はいただきたいと思っておりますけれども、順次公開する方向で御努力をいただけることになりましたので、また順を追って皆さんに御報告することができようかと思っております。透明性というのは最初の会見から言っておりますので、皆さんから御要望があったものについては、で

きるものは最大限努力をして公開に努めてまいりたいと考えております。私からは、以上でございます。

#### ○司会

ありがとうございました。それでは、お手元の式次第に従いまして進めさせていただきます。「3. 関係機関からの説明」の1つ目で、先ほど御発言ございましたけれども、海域モニタリングの広域化についてということで、文部科学省及び水産庁から説明をいただきます。まず、文部科学省から説明します。

#### <海域モニタリングの広域化について>

##### ○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。よろしくお願いたします。「報道発表、文部科学省」という資料の中に「海域モニタリングの広域化」という資料があるかと思えます。開いていただきますと、最初の1枚紙が文部科学省と水産庁の連名になっております。1. と2. が文部科学省関係の今回の広域化の中身でございます。まず1番で、文部科学省の中で海洋環境放射能総合評価事業というもので、海洋生物環境研究所の方にお願いたしましてやるモニタリングが第1点で、これは別添1に付いてございます。測定点を見ていただきますと、その次のページ、別添1の海上の地図がございしますが、このように宮城県沖から福島県沖、茨城県沖ということで、それぞれの、ここで言いますとA～Lという、それぞれラインの中で観測点をこのように設けまして測定を行う。これは海水と海底の土と海上の空気中のちりを測っていこうということで、5月中旬から7月を予定しているものでございます。2点目は、独立行政法人の海洋研究開発機構による海域モニタリングということで、これは別添の2に載せております。こちらにつきましては、地図はその次のページにありますますが、少し沖合になりますけれども、こちら宮城県沖から茨城県沖までこのような観測点が9つございまして、こちらは海水位の方を取ってモニタリングをしていこうということで、こちら5月中旬から取りあえず7月までという形でございます。このようなことで、広域の海域モニタリングに取り組んでいこうということにしております。文部科学省は、以上でございます。

#### ○司会

ありがとうございました。それでは、引き続きまして、水産庁から説明いたします。

## ○水産庁

水産庁の宮原です。簡単に御説明いたします。別添 3 にありますとおり、水産総合研究センターの方で、海水の採水については沖合の水域でさせていただきます。次のページ、別添 4 を御覧ください。文章の部分は説明が大変だと思いますので、分かりづらいと思いますので、最後の地図があると思うんですが、地図を御覧ください。ここに魚種と海流の地図が出てございます。別添 4 の最後のところでございます。今、福島県、それから宮城県沖では漁業は全面的にストップした状態でございますが、漁業を再開するに当たっては、漁業の対象の魚を検査して、許容される放射性物質以下であることを確認した上で操業を再開するというルールを持ってやっておりまして、現在、茨城県、それから千葉とか、神奈川とか、こういったところでサンプリングを続けておりますが、今後はこれを、沿岸の丸いポイントでございますけれども、福島県から宮城県、それから岩手、八戸沖といったところに沿岸の丸いポイントは増やしてまいる所存でございます。魚の場合、捕れる場所が表層である場合、中層である場合、低層である場合と、主に 3 つ種類が出てまいりますので、それぞれの 3 層での魚について、原則として 1 週間に 1 回サンプリングを行うということをやってまいりたいと思います。ただ、こうした沿岸のサンプリングとはまた種類が異なるものとして非常に回遊が大きい魚がございまして、それは色付きの矢印で示されているものでございます。鰹とか、秋刀魚とか、鯖とか、あるいは鰯とか、鮭、そういったものがございまして、これは県の沖ではなくて回遊する、例えば鰹が捕れる漁期といいますのは、今から千葉県沖から漁期が始まってまいります。それぞれの漁場でサンプリングをし、それが漁場がどんどん北上していくに従って、1 週間おきにその北上していく漁場を追いかけてサンプリングをしていく。同様に、秋刀魚はだんだん南下してまいりますし、鯖と鰯は南北の移動をいたしますし、鮭は御案内のとおり、北海道からだんだん東北沖へ南下してまいりますので、これも漁期を通じまして、漁場が形成されるポイントで 1 週間ごとにサンプリングをしていく。サンプリングの仕方といたしましては、そこに出てくる漁船団の中からサンプリングをしてもらいまして、その県で水揚げされる最寄りの水揚げ地でのサンプリングを行っていくということでございます。これらにつきましては、迅速に農水省のインターネットに結果をアップしていくということになります。以上でございます。

## ○司会

ありがとうございます。それでは、説明事項の 2 つ目で、環境モニタリングについてでございます。最初に、サイト内における環境モニタリング結果につ

いて東京電力より説明いたします。

#### <環境モニタリングについて>

##### ○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは、お手元の資料に従いまして御報告させていただきます。資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが「第 42 報」というものを御覧ください。こちらは、敷地境界でダストを分析した結果でございます。ページをめくっていただきまして、福島第一の西門、それから福島第二原子力発電所のモニタリングポストの 1 番のところで測定した結果でございます。それぞれ最高値でも空気中の濃度限度の 0.01 倍といった状況になっております。また、一昨日の会見時に御質問があったとおり、これらの核種につきましては、2 つ以上の核種がある場合には、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和で 1 と比較するというところでございますので、その辺につきましては 2 ページ目の注の 1 番下に書かさせていただいております。経時変化につきましては、3 ページ目、4 ページ目の方を御覧いただければと思います。次に、海水の分析結果でございます。資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」、サブタイトルが「第 44 報」となっているものでございます。こちらは、沿岸 4 箇所、沖合の 3 km 地点の 4 箇所、8 km 地点の 2 箇所、15 km 地点の 6 箇所というサンプリングを実施しております。そのほか、相馬沖の 3 箇所を追加いたしまして、合計で 18 地点、19 箇所です。サンプリングを行っている結果でございます。ページをめくっていただきまして、2 枚目、3 枚目、4 枚目に分析の結果を載せさせていただいております。福島第一の 5、6 号機の北側、それから南側の指示値が高くなっておりますけれども、その他の沖合につきましては水中の濃度限度を下回りつつあると考えております。経時変化につきましては、お手元のグラフの方を御覧いただければと思います。当社からは以上になります。

##### ○司会

ありがとうございます。引き続きまして、環境モニタリング結果等ということで、文部科学省より説明いたします。

##### ○文部科学省

文部科学省でございます。まず 1 点目、文部科学省より「米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について」という資料を本日お配りさせていただいております。このアメリカのエネルギー省との協力による航

空機による航空機モニタリングの実施については、4月の5日にこれを行うということを発表させていただきましたが、本日、その測定結果がまとまりましたのでお知らせするものでございます。航空機からのモニタリングというのは、地上を広域的に把握できるというメリットがあるわけで、線量評価や放射性物質の蓄積状況が把握できるというものでございます。アメリカの方の航空機やヘリコプター、日本の方は民間のヘリコプターを使いまして、区域を分担いたしまして測定した結果が今回まとまったというものでございます。3つの図がございまして、別添1がいわゆる空間線量。これは地上1mに換算した形で作ったものが別添1でございます。それぞれ右上に $\mu\text{Sv}$ の値が書いてあり、色分けしてありますが、このような形で、これは4月29日時点に換算をしたということとまとまったものでございます。次の別添2と3で、こちらは空間線量率ではなくてセシウム、最初の別添2の134と137の合計した地表面への蓄積量が測定できたというものでございます。別添3の方はセシウム134だけの蓄積量で、右側の方に単位が書いてございますが、「 $\text{Bq}/\text{cm}^2$ 」という単位で表されている形で、地表面にそれぞれのセシウムの核種が、こういった密度、濃度で沈着をしているというのを航空機から測ることができたというものの資料でございます。すみません、別添4の方はセシウム137だけでございます。あと、やや細かいことですが、猪苗代町のところに航空機が低空で飛べないというので、航空機からのデータが取れなかった部分については別添5で、これは地上で走行した。ちょっと図が分かりにくくなっておりますが、これは空間線量率の方ですけれども、低い値だったということで、これは補足するための資料でございます。このような形でデータが得られたということでございます。細かい内容は、プレス資料の2ページ目のところにいろいろ書いてございます。いろいろな、飛ばした回数などのデータなどを書いているものでございます。簡単でございますが、取りあえず以上でございます。あと、お手元に環境モニタリングの結果についてということで、2つ、また別冊と本体に分けて資料を、ちょっと厚いものでございますが、お配りをさせていただいております。これは毎回お配りさせていただいているものとほぼ同じ項目についてでございますが、全国的なものと発電所周辺のものというものがございます。この中で1点、厚い方の資料の海域の調査ということで、67ページをお開きいただければと思います。一昨日、このS4という点、4月29日の値でございます。前回、ここが検出されなかったということで1度発表させていただきましたが、そのとき、いわゆる検出限界のレンジがちょっと高過ぎるのではないかという御指摘もいただきました。確認いたしまして、やはり検出限界の高い測定のやり方をやっていたということが判明いたしまして、改めて測り直したところ、ここにありますようなヨウ素とセシウムの、この4月29日最終日時というところについては具体的な

数値としてお示しすることができましたので、これは前回のものとの訂正とお考えいただければと思います。あと、5月3日の新しいデータについても今回発表させていただいている。この2日間のデータをまず今回は発表させていただいたというものでございます。御質問の中で、この観測地点の発電所からの距離数というお話がありまして、このS4という方については54km、ちなみにこのAというところは37kmの地点でございます。ということでございます。訂正になりましたが、恐縮でございます。以上でございます。

#### ○司会

ありがとうございます。それでは、原子力安全委員会から環境モニタリング結果の評価について説明いたします。

#### ○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。環境モニタリング結果の評価でございますが、5月5日までに公表された資料に基づいて行っておりますけれども、全体的な傾向については大きな変化はございません。

それで、1つ新しいデータ類が加わりましたので御紹介したいと思います。お手元の参考資料の42ページ、43ページをお開けいただきたいと思います。このような福島県の地図に線量を落とし込んだものがございます。これは、福島県が県全土にわたりまして積算線量計を置いて測定を強化したものでございます。積算線量計の値から1日当たり、あるいは時間当たりの線量率に換算できますけれども、そうして得られた値は、これまで文科省の方で行ってきているモニタリングの結果の大きな傾向、つまり北西方向に線量率の高い地域があるといったような全体的な傾向とよく合致しているということでございます。今後、こういった県のデータもよく注視して、更にモニタリング結果の評価を続けてまいりたいと思います。以上でございます。

#### ○司会

ありがとうございます。それでは、説明の最後でございますが、各プラントの状況につきまして東京電力より説明いたします。

#### <プラント状況について>

#### ○東京電力

東京電力でございます。お手元の「福島第一原子力発電所の状況」というA4縦の1枚物を御覧いただければと思います。まず、タービン建屋の地下のたまり水の状況でございますけれども、2号機の立坑から集中廃棄物処理建屋の方へ

の移送を現在実行中でございます。移送の状況、それからトレンチの立坑、タービン建屋の水位につきましては、会見終了時までには最新値をお届けしたいと思っております。放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど述べた資料のとおりでございます。裏面に行っていただきまして、使用済燃料プールの注水と放水でございますけれども、本日は2号機と4号機に対しまして注水を行っております。4号機の注水につきましては約21時頃を目安に実施中でございます。原子炉圧力容器の注水で、1号機につきましては朝にお伝えいたしましたとおり、10時1分から注水の流量を6m<sup>3</sup>/hから8m<sup>3</sup>/hに増やしております。そのほか、2号機、3号機につきましては昨日から変更はございません。窒素ガスの封入の状況につきましても、継続して実施中でございます。11時の断面で134.8kPaが格納容器の圧力、総窒素封入量は19,300m<sup>3</sup>でございます。その他、瓦れきの処理、飛散防止剤の散布につきましては、実施結果につきまして会見終了時までには同様に最新値をお知らせしたいと思っております。最後でございますが、局所排風機の設置につきましては昨日設置が終わりまして、現在運転中でございます。最終的に原子炉建屋の中に入った人数と線量が確定いたしましたので、御報告させていただきます。最終的に原子炉建屋に入った人数は11名でございます。最大の線量値は3.16mSv、最小の線量は0.31mSvございました。最高の線量の業務といたしましてはエアロック内のラックの作成、それから扉の開閉に当たったものでございます。0.31mSvの作業員につきましては、吸気ダクトの設置工事に当たっていた者でございます。続きまして、「福島第一原子力発電所2号機の取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について」ということで、サブタイトルが「続報32」という資料を御覧ください。こちらは、2号機の取水口付近に高濃度の汚染水を漏出させたということで継続監視しているものでございますが、数値的には徐々に下がりつつあるというような状況になっております。日々の上がり下がりにつきましては、少し合理的な説明ができないところはございますけれども、新たな高濃度の汚染水の流出、あるいは海洋への拡散は防いでいるのではないかと判断しております。そのほか、プラントのパラメータのデータ、それからモニタリングの結果につきましてはお手元の資料を御覧いただければと思います。東京電力からは、以上でございます。

#### ○司会

ありがとうございます。以上で説明は終わりでございます。ただ今から質疑に入りたいと思っておりますが、繰り返してございますけれども、冒頭お願いしました留意事項でございますが、まとめてお1人様1回ということで御質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、拳手をいただき

まして、御所属とお名前、さらには誰に対する質問かというのもコメントいただければと思いますので、是非よろしくお願ひします。それでは、御質問のある方、挙手をお願いいたします。後ろの席の方でございますね。

<質疑応答>

○フリーランス 江川

Q：フリーランスの江川です。すみません、最初の注意事項を聞きそびれたんですけれども、全部まとめて言うんですか。

○司会

そうでございます。まとめてお願いできればと思います。

Q：まず東電の方には、前回お伺ひしました、社員や作業をやっていらっしゃる方の健康問題について検討していると。今後、ずっとウオッチしていくのかとか、その後のいろいろ健康に関することについてどうするのかということで、検討しているということでしたけれども、どうなっているのか、いつ頃検討が終わるのかということをお伺ひしたい。もう1つは、自民党の河野さんのブログだったと思うんですけれども、8日辺りに大きな放出があるという話が出ていて、これはそういう予定があるんでしょうかということです。文部科学省の方にお伺ひしたいのは、薫小学校で、表土を取って山にしてシートをかぶせてあるという話がありましたけれども、その線の量をそのときに測っていないとおっしゃったんですが、その後、どういうふうになさっているかということをお教へてください。水産庁の方にお伺ひしたいんですけれども、魚のことを調べるということなんですが、確か水産庁のホームページだったと思いますけれども、今までやっているやり方が、いわゆる魚をさばいて、内臓も頭も取って、いわゆる肉の部分だけを測っているという感じだったんですけれども、魚によっては丸ごと煮付けたり、あるいは秋刀魚のようにわたを食べたりするものもありますし、そういった部位ごとの、頭は頭、内臓は内臓、肉の部分は肉の部分、内臓はかなりやめておいた方がいいけれども、普通にお刺身にして食べられるとか、そういう判断もできますので、そういうような調べ方を今後される御予定はないのかどうかということ。それから、今、挙げられた魚の種類以外に、もっと沿岸部で、例えばウニとか、あるいは魚だけではなくて海藻類とか、もっと内海のカキやホタテなど、そういう養殖のものに関して、そういうものについて調べられるというような御予定はあるのでしょうか。その辺をお伺ひしてください。あるとすれば、どの辺でやるのかということもお教へてください。

A : (東電) それでは、まず東京電力の方から回答させていただきます。先般、作業員の健康管理の御質問がございましたけれども、現在は電離則に基づく健康診断に加えまして、被ばく線量が100mSvを超えた方とか、あるいは緊急作業に1ヶ月以上従事した方に対しまして臨時の健康診断を実施していくことにしております。一方、その後の追跡調査に関しましては、現在のところ、まだこういった形で実施するかについては決まっておらず、こういったところについてこれから検討していきたいと考えております。検討の時期等については、まだ未定でございます。それから、5月8日に放出があるというようなお話がございましたが、私どもで5月8日に何か海洋放出をするような予定はございません。

A : (文科省) 文部科学省でございます。文部科学省の方では、その取り除かれた土については、実は直接は測っておりません。ただ、地元の方で測られたのではないかとということで、毎時 $8\mu\text{Sv}$ という値があるという情報はございました。

A : (水産庁) 水産庁ですけれども、魚を調べる場合、肉の部分を特に調べるのは、肉の部分に放射性物質がたまりやすいという性格があるもので肉の部分を中心に測っておりますが、基本的には食べるやり方、シラスでしたらこれは丸ごと食べていますので丸ごとで調べたり、刺身中心のものは刺身の状態のものを調べるというようなことをします。それから、ウニ、海藻、カキ、ホタテも調査の対象でございます。特に、夏場にこういったものを漁獲する前には必ず調べるということになりますし、既に海藻のチェックも始まってございます。以上です。

Q : 補足の質問なんですけれども、東電の方、5月8日に大量放出する予定はないということですが、8日に限らず、近々、何かそういう動きはあるんでしょうか。あるいはそういう動きがもしあれば、事前に必ず公にしていだけるということなんですか。それから、文部科学省の方で、地元の方でというのは郡山市ということなのかということと、 $8\mu\text{Sv}$ となると、これは文部科学省の校庭の基準よりも高いわけですね。あれは $3.8\mu\text{Sv}$ でしたね。だから、そういうようなものがそこに存在しているということで、何か緊急の対策をすることを考えていらっしゃるのか。これは保安院も含めて御回答いただければと思います。以上です。

A：（東電）まず東京電力の方からでございますけれども、5月8日を含めまして、海洋への放出の予定はございません。それで、御質問の8日という日付のことでございますけれども、現在私ども、1号機の建屋内の環境改善の作業を行っております、8日に原子炉建屋の二重扉を開放するという作業がございます。その際に、原子炉建屋から空気中、大気の方に放射性物質が出る可能性があるのではないかということで、こちらの方は既に公表させていただいておりますけれども、その際に、できるだけ環境への放出が少なくなるように、現在建屋内の浄化を行っているところでございます。我々の評価上は、万一、大気に放出されたとしても、環境への影響がない程度と判断しております。

A：（文科省）測定した方については、市か、市の教育委員か、最終的には確認しておりませんが、そういう情報をいただいております。なお、校庭の方につきましては、通常の文部科学省の方法でお測りしたデータ、この間、お示ししたと思っておりますが、校庭全体については $1\mu\text{Sv}$ ということで、 $3.8\mu\text{Sv}$ を下回っております。ただ、この学校の方ではこういう場所があるということで、まだ校庭全体を学校の方では使用しないということで、また、この高いところへも近づかないような措置が講じられていると聞いておりますので、ということで安全の確保はされているのかなと承知しております。

A：（保安院）保安院も、今、坪井審議官がおっしゃったようなことは認識しておりますし、土の在り方をどうするかということについては関係省庁の検討に参加したいと思っております。

#### ○司会

それでは、ほかの御質問いかがでしょうか。前の男性の方、お願いします。

#### ○読売新聞 宮崎

Q：読売の宮崎と申します。まず東京電力で、5日の作業なんですけれども、13人が11人になったということで、2人しなかった人はどういう人なのかを教えてください。それから、もし作業の時間、どれぐらいの時間、最大何分ぐらいやったのかというのが分かれば教えてください。それから、保安院の方に1つ。今日、全国原発の緊急安全対策、この件についての取りまとめが出るかと思うんですけれども、この件について何か御報告があればお願いしたいと思います。

A：（東電）まず、当社の方からお答えさせていただきます。まず、この原子炉の建屋内に入るということで、作業員として構成したのは都合 13 名でございます。それで、13 名で現地の方に向かいまして、その中の 2 名の者につきましては、原子炉建屋に入る者へのセルフエアーセットの装着とか、被ばく線量の管理といったものをやったということで、この 2 名につきましては実際問題として原子炉建屋の中に入らなかったというような状況でございます。それから、各個人の作業時間につきましてはまだ聞き取れておりませんので、実際問題といたしましてダクトの設置作業に従事したのは 13 時 20 分から 15 時 8 分という間に、事前のミーティングを含めまして、この時間帯に開始した、終了したということでございます。

Q：確認を 1 点だけ。そうすると、2 人というのは、9 人の作業員のうちの 2 人という意味ですか。

A：（東電）いえ、2 人が東電の工事監理でございまして、9 人が実際にダクトの設置とか番線のくくりつけをやりまして、残り 2 人が、今回実際には現場に行ったんだけど、建屋に入らなかったということでございます。

A：（保安院）原子力発電所、全国の発電所の緊急安全対策については、今、まとめの最終段階にありまして、まとまり次第発表したいと思っておりますが、今、その直前でありまして、私の方から、今、ここで内容を申し上げるわけにはまいりません。

#### ○司会

それでは、ほかの御質問いかがでしょうか。後ろの 1 番、そちらサイドの方。次に、前の女性の方お願いします。

#### ○NHK 重田

Q：NHK の重田と申します。海域モニタリングの広域化についてお伺いしたいんですが、先ほど細野さんが、48 箇所で行ってきたことを 105 箇所に増やすということなんですけれども、まず文科省さんに、この 48 箇所というのはどこを指しているのか、確認をお願いします。あと、広域になると原発からどれぐらいの距離が最大で離れているのかということもお伺いします。お願いします。

A：(文科省) 今、文部科学省がやっているところが 21 箇所、東京電力が沿岸を中心に行っておられるのが 27 箇所、それが現在 48 箇所という内訳でございます。あと、1 番遠いところの距離ですね。数字については確認いたします。

Q：追加でお伺いしたんですけれども、文科省さんがやっているのは 21 箇所ということなんですが、福島県沖とか茨城県沖だとそれぞれ何箇所ずつになるとかは言えますか。

A：(文科省) お答えいたします。文部科学省技術参与の星野と申します。福島県の沖合が 16 箇所、茨城県の沖合が 5 箇所です。茨城県の沖合の 5 箇所は、海上保安庁の船舶によって採水している部分でございます。もう 1 問、先ほどのどれくらい離れているのかということですが、1 番遠いところになりますと、およそ 400 km ぐらい離れているところで採水するというようになります。以上でございます。

Q：何度も追加で申し訳ないんですけれども、以前、茨城県沖で 10 箇所やっていくという話があって、データ発表は現在 5 箇所、これからやっていくことを発表していきますという予定を触れられたと思うんですけれども、これからやっていく 5 箇所というのは今回の 105 箇所に新たに含まれるということなんですか。

A：(文科省) 茨城県沖の 5 箇所というのは、これからではなくて、現状やっているところが 5 箇所ということでございます。お配りした資料の別添 5 というところに地図がございますけれども、それで茨城沖を御覧いただければ、かなり大幅な数の増になっているということが御確認いただけるかと思いません。

Q：ありがとうございました。

○司会

ありがとうございます。それでは、前の女性の方お願いします。

○朝日新聞 佐藤

Q：朝日新聞の佐藤と申します。航空機モニタリングのことで詳しく教えていただきたいんですが、まず観測の方法なんですけれども、航空機下部の直径

300～1,500m の円内の空間線量率の値を平均化したものというところをもう少し詳しく教えていただきたいのと、29 日現在の値に換算したというのはどういう考え方でしたものかということと、なぜ 80 kmなのかということ、それから、アメリカが 60 kmまで、60 kmから 80 kmが文科省と分けたのはなぜなのか、教えてください。

A：（文科省）まず 60 kmまでと 80 kmに分けた件ですが、実は 60 kmまでについては民間航空機の方の制約が当初あったということで、DOE の方に 60 kmまでお願いして、60 kmから外側を、80 kmは民間の航空機を文科省の方で使うということで、そのように分けました。

Q：制約というのはどういう制約なんですか。

A：（文科省）今は確かないようなんですが、民間航空機が原発周辺を飛ぶときの制約があったというふうに私は聞いております。あと、技術的なことは担当者から。

A：（文科省）文部科学省 EOC の齊藤と申します。1 個目は、詳しい測定方法について御説明いたします。まず、今回の航空機モニタリングについては、航空機のヘリコプターと小型機に関して、航空機の下部にガンマ線を測定する高感度の測定器を取り付けまして、地表面から出ているガンマ線を 150m ぐらいの高さで測定をして、それを約 1m の高さに換算しております。空間線量率はそういうふうにして求めております。一方で、実は測定できますと、航空機ではスペクトルも取っております、そのスペクトルから実際地表面にあるものを、例えばセシウムとかそういうものが大体、どのぐらいあるかが分かるようになっております。続きまして、4 月 29 日の換算でございますが、こちらは 4 月 29 日が最終飛行機でございますので、こちらの方に換算するために地表面で核種分析等を行っております、この核種分析を行った結果から、大体、4 月 6 日から 29 日までどのように減衰をしているかが分かっておりますので、その分かっている結果を用いて換算し直しております。先ほど言いました民間の飛行機の件でございますが、民間の大手 3 社さんの飛行機を日本側は利用しております、その民間の大手 3 社さんの取り決めにおいて、国土交通省の方では 30km の範囲は飛んではいけないとなっておりますが、大手 3 社の協定において、倍の 60km の範囲までは飛ばないようにしようとなっております。その関係で、文部科学省は 60～80 km、一方 DOE の方は福島第一から 60 kmの範囲まで飛んでもらうというような約束事を設けて

実際に飛んでもらっています。あと、なぜ 80km かということですが、この 80km に関しては、これまでの陸上のモニタリングのデータとか、DOE が取ったデータ等を見ながら、大体  $3.8 \mu\text{Sv/h}$  になる範囲がレンジで分かっていたので、それが大体 80km だろうと考えた結果、実際 80km まで飛んで、放射性物質の拡散範囲を確認するために、今回 80km と決めて飛んでおります。以上です。

Q : あと、300m から 1,500m の円内の線量率の値を平均化したものというのとはどういう意味ですか。

A : (文科省) 航空機によるモニタリングの測定手法としまして、航空機は実際、地表面に向かってガンマ線を測定しているんですが、ガンマ線の測定範囲が高度によって影響されます。今回 150m 飛ぶといった場合は、大体 150m の 2 倍の 300m の円の範囲を平均化して求めておりました、一方で、小型機の場合ですと 750m の範囲を飛びますので、大体 1,500m の範囲の円形の分を平均化して求めていると。

Q : それは何地点か取っての平均ですか。

A : (文科省) 1 秒間に 1 回データを取っておりまして、飛行機でこういうふうに描きながら実際に 1 秒に 1 回取って行って、それを全部マップに落としたのが今回のような形になっています。

Q : 大体 1~2 km メッシュで 1 地点ぐらい。

A : (文科省) そうですね。メッシュという考え方で言いますと、大体、時速が 150~220 とか、その範囲で考えますと、約 1~2 km がメッシュと考えてもいいかもしれません。

Q : それで、これを受けての評価なんですが、どういうふうに分析評価するか、文科省と安全委の方をお願いします。

A : (文科省) 航空機のデータは、非常に広域的だということで取れたというものでございますので、実は、またこれも評価を安全委員会の方には最終的にお願いしようと思っておりますが、我々が地上で測っていたものから作った空間線量率の地図などもございましたが、おおむね近いものではないかなと

我々は思っていますが、最終的なきっちりした評価は安全委員会の方でやっていただくかとは思っております。

Q：それは、土壌の方は。

A：（文科省）基本的には線量率の方です。土壌の方は、まだ我々の取っている地点が本当にまだポイント、ポイントでありますので、なかなか、こういうマップにまだできていないという状況でございます。この間、本部で決定いただいた環境モニタリング強化計画の中では、土壌濃度マップも作るようにということがありますので、実は今後、もう少しきめ細かく土壌を地上で取ってマップ化できるようなことができないか、それは今、検討しているところでございます。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、この航空モニタリングの測定結果についてですが、今日見た段階でありまして、またきちんとした評価は委員にもよく検討してもらった上で御報告したいと思っておりますけれども、今日の段階では、4月29日時点の実際の空間線量の測定値を航空機モニタリングによるマップと合わせてみると、比較的よく合っていると。あと、大体マップの方が若干高目の値、安全サイドの評価になっているということです。北西方向に高いという全体的な傾向も、これまでの実測値、あるいはSPEEDIによる試算などとも合っているということでもあります。そういうことで、今後評価を行っていく上では、こういった航空モニタリングの有用性も見極めて、そういった観点から、ほかのモニタリング活動に使っているリソースを、どういふふうにもっと効果的に使えるかといったことも、今、文科省からも言及がありましたけれども、モニタリング強化計画を踏まえて、実際のこれからのモニタリング計画を作っていく上ではそういった点も重要な検討ポイントになってくると考えております。

Q：土壌の方が少しセシウムとか高いかなと思うんですけれども、その点についてはどう考えますか。

A：（原安委）土壌については、今日の時点ではまだ実測との突き合わせというのをそれほど行えていませんが、土壌中のセシウムの濃度は、実は同じポイントで測っていても非常に上下動があるような状況です。これはやはり、土壌サンプルを採る場合に、どうしてもばらつきが出てくる性格があるものですが、こちらも今後のモニタリング強化計画の中で土壌サンプリング、

こういったエリアを中心的に密度高くやっていくのか、そういうことをよく検討して、実行して、そういったところから出てくる結果と、また、これの突き合わせを行っていきたいと思います。

○司会

それでは、ほかの質問はいかがでしょうか。後ろの席の、真ん中の辺りの男性の方をお願いします。

○フリー 内田

Q：フリーの内田といいます。3月17日以降いろいろな作業が行われている中で、3月17日に自衛隊がいわゆる放水作業をされていますね。これは細野さんにお伺いしたんですけれども、もしお分かりにならないようでしたらお調べいただけるかどうかを教えて欲しいんですが、自衛隊の中に科学防護の専門部隊の人たち。

○司会

今、事務局長は退席されておりますので。

Q：退席されたんですか。どなたか、政府関係者はいらっしゃらないですか。

○司会

保安院なり、文部科学省なり、原子力安全委員会及び水産庁の者はおりますが。

Q：官邸というか、事務局を代表しては細野さんだけなんですね。

○司会

統合本部の事務局を代表してという意味では、そうですね。

Q：戻ってこられるんですか。

○司会

そこは分かりません。

Q：トイレに立ったわけではないですね。

○司会

冒頭、所用があつてということで、あいさつの中で申し上げているとおりでございます。

Q：それは失礼しました。分かりました。それでしたら保安院の方にお伺いいたしますけれども、同じ質問なんです、自衛隊で現場に出動した部隊の中で、自衛官の中に、いわゆる造血幹細胞の事前の採取と凍結保存、それに備えて現場に出てきた、そういう自衛隊の隊員がいたかどうかをお調べいただきたいんですが、これは保安院では無理でしょうか。あるいは今、分かれば教えていただきたいんですが。

A：（保安院）保安院ですけれども、今、分かりませんし、果たしてそういうことが保安院にやることができるのか、今は何とも申せません。

Q：分かりました。では、また別の機会にお伺いいたします。

#### ○司会

それでは、ほかの御質問いかがでしょうか。前の方、お願いします。

#### ○時事通信 野中

Q：時事通信の野中と申します。3点ばかりお願いします。まず、文科省さんをお願いしたいんですけれども、先ほどおっしゃった海域モニタリングの拡大で、約400kmとおっしゃったということは、これは公海上でモニタリングを実施するということでしょうかというのをお願いします。あと、東電さんにお伺いしたいんですけれども、いわゆる1号機の原子炉の換気作業の実績的な、今時点でのどの程度の低減が既に実現できていたりするのかどうかというのは確認できているか。あと1点は、3号機の温度が上がっていることについての、今の最新での御認識と現状を御説明いただきたいと思います。

A：（文科省）文部科学省の技術参与の星野でございます。先ほどちょっと言い間違えてしまいまして、1番遠いところは300kmです。ですから、公海上にはならないかと思えます。失礼しました。

A：（東電）東京電力の方でございますけれども、1号機の換気の作業につきましては現在継続中で、およそ22時頃を目途に次のダストのサンプリングをする予定でございます。そちらの結果は明日になると思いますので、現在実績といたしましては、まだ具体的な数字のデータとしては出ていないという状

態でございます。3番目の御質問でございますけれども、3号機の圧力容器の温度につきましては少し上昇みでございますので、温度の上昇が継続する場合には、現在9m<sup>3</sup>/hで注水しておりますけれども、その注水量を増加させることで考えています。上昇している原因としては、まだ特定されているわけではございませんけれども、注水ライン以外の方へ水が流れている可能性があるのではないかということも考えられますので、少しデータの分析を進めている段階でございます。

Q：水を増やすのは、例えば幾つに増やすというのをもう考えてらっしゃる段階でしょうか。

A：（東電）今のところ、1m<sup>3</sup>増加させて9m<sup>3</sup>を10m<sup>3</sup>にするということで考えています。

Q：ありがとうございます。

○司会

ほかにいかがでしょうか。それでは、後ろ側の方と、同じところですかね、前の方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひいたします。回答する記者団の佐藤と申します。2つ質問があります。水産庁の方がいらっしゃるので、魚類関係の暫定基準についてお聞きしたいんですけれども、今、定められている放射線量の暫定基準について、何がどういった状態になったら暫定基準が解除されるか決まっておりますでしょうか。あるいは解除期限というのを決める予定があるかどうか、ありましたらお願ひできますでしょうか。もう1つ、東京電力の方にお願ひいたします。5、6号機なんですけれども、地下の方で浸水の危険性があるようなんですが、別系統で非常用電源が確保されているのかどうか。多分、既に出ている質問かと思いますが、よろしくお願ひいたします。以上です。

A：（水産庁）水産庁ですけれども、暫定規制値は厚労省が設定してございまして、私どもとしては何とも言えないものですので、申し訳ありません。

Q：分かりました。

A：（東電）東京電力の方でございますけれども、5号機、6号機の建屋のたまり水につきましては、現在、仮設ポンプで仮設タンクの方に移送することを適宜実施しております。また、電源系統につきましては、現在、夜の森線の方から受電いたしておりますけれども、1、2号機側からも代替できるように改造工事を実施中でございます。

Q：まだ工事の方は実施中ということで。

A：（東電）完了しています。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございます。それでは、どうぞ。

○フリーランス 江川

Q：先ほどの水産庁の答えに補足質問を忘れてしまったので、お願いします。放射性物質が筋肉の方にたまりやすいとおっしゃいましたが、核種によっては内臓の方にたまりやすいものというのはないのでしょうか。筋肉の方でOKならば全て大丈夫と言っていいということなんでしょうか。例えば、骨にたまっているものが煮たりして溶け出すということはないと言い切っているのでしょうか。もう1つ、東京電力の方にお伺いしたいのですけれども、東京電力の役員の方のお名前などはホームページを見れば出ているのですけれども、それ以外に顧問という方は何人いらして、その方たちの報酬というのはお幾らなのかを教えてください。できればお名前も知らせてください。お願いします。どこか見れば分かるのであれば、それはそれで教えてください。以上です。

A：（水産庁）水産庁です。専門家から答えさせます。

（水産庁）研究指導課の森田と申します。よろしく申し上げます。先ほどの筋肉の方にたまりやすいと言ったのは放射性セシウムに限ったことでして、全ての放射性元素がそういう傾向があるという答えではなかったことを訂正いたします。それで、骨にたまりやすいという話ですが、よく言われますように、ストロンチウム等々がありますが、現在のところ、まだ測定をした結果はないので、現在、どういう濃度があるのかというのはお答えを持っておりませんので、申し訳ございません。

Q：ということは、今後はそうやって、筋肉は筋肉、骨は骨、内臓は内臓、あるいは皮は皮みたいな感じで分けてデータをいただけるということなんでしょうか。つまり食べる側からすると、本当に煮魚にするときは内臓以外は全部一緒に煮るわけですし、筋肉だけではなくて皮の部分はどうなのかということも気になるし、骨も気になるし、あるいは秋刀魚の場合だったら、筋肉は大丈夫だと言われても、頭は食べるわけですね。ですから、その辺をどういうふうにやっていただけるのかということをお教えください。できれば、なるべく細かく出していただけるとすごく助かります。

A：（水産庁）端的に言いますと、秋刀魚のように全体で食べるものは全体のものを測定するという方針でいます。それと、本来ならば皮、筋肉、内臓、全て分けて測るということは望ましいんですが、分析の能力もありまして、まず最も食べる可食部を優先的に現在取り組んでいるという状況です。それと、最も放出されている核種の報告が放射性のセシウムとヨウ素ということから、まず優先的に筋肉を測るべきであろうということで筋肉を測っているという状態です。

Q：今後はそういうのをもう少し細かくやるようにするとか、そういうような御予定はありますか。

A：（水産庁）ほかの放射性元素が放出されているという情報があれば、そういうことは取り組んでいかなければいけないということは考えています。

A：（東電）当社の方から顧問の件につきましてお答えさせていただきますが、現時点では、業務執行に直接関わっておりませんので、ホームページ上等、氏名、人数などについては公表しておりません。

Q：では、お知らせいただきたいのですけれども、もし今日分からなければ、調べて教えてください。

A：（東電）公表できるかどうかにつきましても、併せて検討させていただきます。

Q：もし公表できない場合は、その理由も併せてお願いします。できれば公表してください。

A : (東電) はい。

○司会

ほかに御質問はいかがでしょうか。では、後ろの前の方と前の3番目の方、お願いします。

○ブルームバークニュース 中山

Q : ブルームバークニュースの中山と申します。質問は3点ありまして、1点目が水産庁の方にお伺いしたいんですけれども、海産物の調査結果についての公表等というところで、各水揚げ港が所在する県が行うとされているんですが、これは一括で水産庁のホームページに出すとかという形で、例えばマトリックスのような形にして、各魚とか魚介類の汚染状況がという形で出されるのか、それともそうではなくて別々に、福島県は福島県、千葉県は千葉県というふうに出すのか、その辺のところをお答えいただきたいと思えます。それと、東京電力さんに2点お伺いします。まず1点目は、低濃度の汚染水を貯蔵する予定になっているメガフロートなんですけれども、こちらの、実際に本牧から福島第一の方に来て貯蔵が始まるのはいつの予定になるのか、具体的にお分かりになればと思います。それから、先ほどの質問と重複して恐縮ですけれども、3号機の圧力容器の温度が上がっているというふうにおっしゃっていて、それに対して注水量を増やして、また、もう少し増やす可能性があるとおっしゃっていましたが、実際上、これは何度までに下げなければいけないというふうにお考えなのか。それと、この温度が上がることによってどういったことがあるかということについて、以上3点、お願いいたします。

A : (水産庁) 水産庁です。県が報告するとありますけれども、このデータは即時、水産庁の方にも報告されてまいりまして、農水省のホームページを見ていただくとすぐ分かりますけれども、おっしゃっているとおりマトリックスになって、時系列で核種類別、地域別で出てまいりますので、御覧いただくと、ほぼリアルタイムで出ております。

Q : ありがとうございます。

A : (東電) 東京電力でございますが、まず2つ目の質問のメガフロートの件で、こちらは5月2日に点検と改造工事が終わっております。内外面の補修塗装とか、腐食防止剤の塗布、配管の設置、リークテスト等の所定の作業が終わ

っております。メガフロートの出港につきましては、現在5月10日を目途に調整を進めているところでございますが、気象等の状況もございますので、まだ、いつ出港できるというところまでは確定しておりません。その後、1～2週間かかりまして福島第一の方に到着する予定でございます。それから、3号機の温度の上昇でございますけれども、300℃程度まではこちらの方で監視を続けていくつもりでございます。なお、これまでの圧力容器の測定している最高温度につきましては、給水ノズルのところで375℃というのがこれまでの最高温度でございました。引き続き、こういったところまで温度が上がらないように注水量を増やしていきたいと考えております。危険性への御質問でございますけれども、こういった高温になると、やはり貫通部等につきましてもろくなるかもしれませんので、こういったところに温度が上がらないようにしていきたいと考えています。

Q：そうしましたら、今、給水ノズルの部分の温度が今まで375℃が最高とおっしゃっていましたが、こちらの方の温度が上がっていることでの危険性ということをおっしゃっているのでしょうか。毎日発表されている中では、例えば圧力容器の下部温度というのは147.何がしとあるんですけども、こちらのことはそんなに考慮していないのか、その辺、技術的なことになって恐縮なんですけど、教えていただけませんか。

A：（東電）それぞれの部位でどうこうというよりも、圧力容器全体のそれぞれの温度といたしまして、300℃前後が最高仕様温度でございますので、その最高仕様温度に至らないように管理をしていきたいということでございます。部位ごとに何か制限値というようなものがあるわけではございません。

Q：その300℃を下回るように水を注入して温度を下げていくという理解でいいのでしょうか。非常にザックリですけども。

A：（東電）はい、構いません。

Q：ありがとうございます。

○司会

マイクをお願いします。前の方でございます。

○毎日新聞 酒造

Q：毎日の酒造です。水産庁と、航空機モニタリングで文科省にお聞きしたいんですが、まず水産庁に関して、そもそも漁業がストップしているというのは、これはどこからかの何か指示を受けてストップしているのか、それとも自粛しているということなのかということと、沿岸種は一体何種類ぐらいを予定しているのか。例えば表層、中層、低層で何種類予定しているのかということと、この調査が7月ぐらいまでかかるということですが、結局、このモニタリングの結果が出るまでは、漁業というのはずっと中断することになるのか。モニタリングの結果をそもそも評価して、それでOKですとゴーサインを出すのはどの機関なのか。そのモニタリングをやった後、どういった漁業再開につながるのかという、その一連の流れを水産庁さん教えてください。文科省に関しては、航空機モニタリングの期間ですが、まず5日の発表というのは詳しくないので、この航空機モニタリングをやろうと言い出したのはそもそもアメリカなのか、文科省なのか。それと、文科省とアメリカで、それぞれどの期間、何日まで実施したのかということと、あと、このモニタリングの結果ですが、アメリカの方で何か先行的に発表しているようなことがあるのかどうか。アメリカの方ではそれぞれ、この航空機のモニタリングを基に積算の予測の放射線量などを先行して発表していることもあるようですが、文科省としての公表が、なぜ、このタイミングまでずれ込んだのか。このタイミングとしては遅過ぎるんじゃないかということをお答えください。

A：（水産庁）水産庁です。今、宮城県と福島県で漁業が止まっていますのは、もちろん、地震と津波の影響で漁業のツールが全部奪われてしまって操業にかかれないうことが現状としてあって、宮城県にしても福島県にしても、漁業者が自らまだ操業ができないということで操業をとめていると。特に福島県につきましては原発が所在しているということもございまして、放射性元素を含んだ海水の漁業操業への影響というのもまだ評価できていない状況なので操業できないということがございます。漁業者は、出漁できる状況になり次第操業したいという気持ちはもちろん持っているわけございまして、その際には、操業する前に捕る魚種についての放射性物質のモニタリングをやった上で問題がないということを確認した上で出漁ということになります。これは、水産庁の方でそういうルールでやりなさいということをご指導しているということでございます。7月で終わるのかというお話ですが、これは図にも描きましたとおり、水産物についてはこれからずっと、原則として、この三陸沖では1週間に1度、漁協を通じて、それこそ年末までモニタリングを継続していく予定です。そうしないと、やはり安全である、あるいは風評被害を避けるという意味で大変大事なことなので、大変なことなんですけれど

も、そういうことをやっていこうということを考えているところでございます。沿岸の種類については、漁業の対象になる種類をその漁期に合わせて捕っていきますので、今、何種類と言われてもなかなか何種類ですと言えないところがあるので御容赦いただきたいんですが、結果として今年、漁期が全部終わったところで何種類になるということにはなるんでしょうが、今のところ、推定で物を申し上げられない状況です。

A：（文科省）まず、米国のエネルギー省は、単独での航空機モニタリングは当初からやっていた部分がございます、その結果、ホームページ上でも DOE の中で公開されていた部分があるかと思えます。今回の協力は、どちらかというと文部科学省の方から持ちかけたということでございまして、お互いに分担をして、お互いに共通する、整合性のあるデータで 1 枚のマップにできないかということで、それで協力という枠組みにいたしました。当初、4 月 6 日のプレス発表のときには、実は 6 日から 12 日ぐらいまでやろうとしていたんですが、天候が悪くて飛べなかったり、その後、校正するための再度飛ぶとか、そのようなことで、最終的には 4 月 6 日から 29 日までフライトがあったということでございます。アメリカの DOE が 23 回、文部科学省側が 19 回の飛行がその間にございました。ということで、当初の予定より遅れてしまったということはございますが、協力が始まったのは 4 月 6 日からでございます。

Q：また 2 つあって、とすると、水産庁さんの方は、そもそも福島県、宮城県沖の魚というのは、一体、誰がどうやって捕るんですか。そもそも漁業ができない状態になっているんですよね。これだけ沿岸部の多様な魚種というのは回遊魚と違って、漁師さんの協力がないと絶対できないと思うんですが、これはどういうふうに予定しているんですか。

A：（水産庁）地震を免れて残っている漁船を中心にやっていきます。宮城県についても、ゼロになっているわけではないですから、沿岸の漁業を開始したいという漁業者の人たちがたくさんおりますので、そういう人たちの協力を得ながらやっていくということになります。

Q：とすると、そもそも漁業ができないから自粛しているというのと違って、できる船だってあるわけではないですか。そういう船は別に出て、沿岸部の魚種を捕ってもいいわけですね。では、それを捕って売ってもいいわけではないですか。だけれども、モニタリングができていないからということにな

りますね。とすると、そこら辺は誰がどうやってストップをかけていることになるんですか。

A：(水産庁) これは、県の水産業界が一致して、当面操業するのはやめようということを決めています。宮城県にしても福島県にしても、両方そうです。これはなぜかといいますと、捕りに行く船は残っていますけれども、水揚げする場所が確保できなかつたり、燃料がちゃんと供給できるかどうか分からなかつたり、要するに下準備がかなり必要になります。そういうこともあって、今の段階では、ちょうど連休明けぐらいまでは待とうということで宮城県の場合はやめていると。逆に岩手県の方などは、残った底びき網船は、実際にモニタリングの結果を見てシロだったんで、操業を始めているということもあります。県一帯で決定をしたのは、宮城県と福島県だけです。

Q：そうすると、宮城県と福島県が、例えば漁業を復活して魚を売りたいということ考えた場合に、このモニタリングの結果を待たなくてもできるということなんですか。あくまで国としてモニタリングを待ってくださいというお願いをするために、これをやっているということなんですか。

A：(水産庁) ですから、モニタリングをして、放射性物質の問題がないということが分かった時点で本格的操業にかかるようにというルールを指導しているわけです。ですから、今、宮城県であれば、宮城県の底びきがこれから出漁したいということになりますから、宮城県の底びきの漁船が捕ってきたものをまずサンプリング検査して、それで放射性物質の状況を見た上でゴーサインを出して本格操業が始まるというルールになります。

Q：それはいつなんですか。

A：(水産庁) 既にサンプリングは一部実施したんで、宮城県の自主的にやめているのは、あれはいつだったっけ、ちょっと待ってくださいね。5月の何日と、日にちを決めているんですよ。

Q：つまり、先ほどからお聞きしているのは、7月までという一応あれがあるので、7月に一通りまとめて、全部出て、そこから判断しましょうということなのか、それとも捕れたところから。

A：(水産庁) 違います。ですから、漁獲の対象になる魚を捕って、それがモニ

タリング検査の結果でシロになれば即操業開始です。7月までまとめて、モニタリングの結果が出るまでやめろという話ではないです。

Q：では、この公表というのは、週1回捕って、それを毎回公表するんですか。

A：（水産庁）日にちがはっきりしなくて申し訳ないんですけども、来週早々にはモニタリングのための出漁を開始するということを宮城県は言っているそうです。

Q：その結果は、毎週捕ったら公表して、シロだったらもう即漁業をやってくださいということになるんですね。

A：（水産庁）はい。それで、操業開始後も1週間に1回ずつサンプリングを取っていくということです。ですから、流通しているものも大丈夫だということを実証していくという意味です。

Q：あと、文科省にお聞きしたいんですが、とすると、基本的にアメリカが最初にやっていて、そこに文科省が乗ったという形になるんですね。

A：（文科省）文部科学省でも、原子力安全技術センターで航空機搭載用のモニタリング装置があって、実は飛ばそうと計画はしていたんですが、なかなかうまく付けられなかったということが当初あったんで少し遅れましたが、お互いに、アメリカもやっていましたが、文科省でも計画はしておりました。

Q：とすると、何でその文科省の動きが結局、アメリカよりも後ろになったのかということの説明はいかがなんでしょうか。だから、結局、もう発生からこのぐらいの時間になって、ようやく航空機モニターの結果が日本では出てくるというのは、アメリカでも既に公表されている値が、それはやはり相当遅いのではないですか。

A：（文科省）それに関しては、文科省 EOC の斉藤からお答えさせていただきます。そもそも、現在まで放出が続いている状況で放射性物質の測定を行うときには、多分、毎回マップ上で沈着状況も変わってしまいますので、航空モニタリングは通常、この段階では余り実施しません。ただし、ある程度、放出がだんだん止まってきましたので、航空機モニタリングを実施して地表面の沈着状況を調べましょうということになったので、今回 DOE と協力して飛ぶよ

うになっています。

Q：アメリカの方はもっと先行してやっているということではないですか。その止まるか止まらないかにかかわらず。

A：（文科省）アメリカに関しては、空間線量率の測定に関して、確かに実施はしていました。実施していたんですが、日本側としては、今は放出が止まっているかどうかの確認をするために、実際、航空機を飛ばしてというのはやってはいなくて、ヘリコプターを飛ばしながら、簡易サーベイといって、ブルームがあるかないかの確認をするためのヘリコプターを飛ばしておりました。

Q：そうではなくて、そもそも何でマップを作るかというと、どれだけ飛んで、その結果、その住民がどれだけ危ないからどれだけ逃げてくださいというためのマップであって、そもそも、それが逆なのではないかと。要は、放出されていて危ないから測定しない。それで、放出が止まったからようやく測定してマップを作るといって、これは逆ではないんですか。

A：（文科省）2種類ありまして、空間線量率の話と、いわゆる土壌の沈着している話と混乱したかと思いますが、空間線量率の方は、主にDOEが最初に測ったのはそちらでして、それが発表されておりました。一方、空間線量率については、文部科学省も地上でかなりいろいろな点数も測りましたし、福島県も測っていたということで、いわゆる住民の安全の確保のための空間線量率、いわゆる外部被ばくのことを確認するためのものは当初から測っていたと思っております。一方、今、申し上げたのはセシウムの土壌沈着の話、こちらについては、ある時期、例えば土壌沈着を測ったとしても、また次の放出があって、また次に上積みされてしまうと、そのときに測ったデータというのは後々、余り意味がなくなる可能性もあるわけだったので、土壌沈着の方を広域的に測るものについては、少し放出がある程度落ち着いたという判断でやり始めたということかと理解しております。

Q：何度も確認ですが、そもそも航空機を飛ばして文科省が測ろうというのは、いつ、どういう段階で決めたことなんですか。

A：（文科省）空間線量率の方は、先ほど申したように、面的ではないんですけれども、ヘリコプターなどを飛ばして一部測っていて、それは文科省のホー

ムページでも公開させていただいていたものがあります。ただ、余り面的というほどではなかったんですが、それはやっておりました。一方、地上ではやっていたということ。そういう意味では、今回こういう沈着したものの測定をやろうというのは、ある意味では、4月の中旬に判断をして協力して始めたということであれば、4月の中旬なり3月の下旬辺りからその検討をやったということによろしいかと思えます。

#### ○司会

それでは、ほかの質問いかがでしょうか。では、後ろの方と、1番前の方ですね。

#### ○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野です。まず、文科省の方にお伺いしたいんですが、海のモニタリングを現状、文科省と東電の方で割り振りでやっておりますけれども、東京電力の過去のモニタリングのデータを見ていただくと分かるんですが、かなり飛び飛びになっていて、状況によって出たり出なかったりするんですが、これを改善するために何か方針とかやり方のようなものは考えておりますでしょうか。あと、保安院の方にお伺いしたいのですが、一昨日お伺いしたときに問題ないというふうにお答えになられてしまったんですが、東電の敷地内の、例えばアルファ核種、ベータ核種の分析とか、敷地からすぐ外の海のところの海底土、これが数と回数が圧倒的に少ないように思うんですが、現状、例えばこの間もお話がありましたけれども、原子炉の状況把握であれば一定程度の割合できちんとやるべきだと思うんですが、例えば核種分析が1ヶ月してからでないというのは1ヶ月前の状況さえ分かればいいというふうにとれてしまうんですが、それで問題はないのでしょうか。その点に関してコメントいただければと思う。あと、安全委員会の方にお伺いしたいんですが、今の航空機モニタリングの結果で、要するに通常的空間線量率等ではなくて、ある程度、土壤に沈着した状態で測れているというお話が今あったんですが、これが今後の避難区域の方とかに影響を与えるというのは考えられるものでしょうか。以上、お願いします。

A：（東電）東電の方から少し補足させていただきますけれども、船の海域のモニタリングが飛び飛びになっておりますのは悪天候のためでございまして、原因は小型の船で行っているためでございまして。私どもといたしましては、なるべく悪天候で左右されないように、船に関しましては大型化したものをこれから使うということで、なるべくデータを採取したいと考えております。

Q：小型の船で行っているというのは前に何度か説明で聞いているので分かっているのですが、要するにモニタリングというのはそういう状況でいいのかどうかというのを含めて文科省さんの方にお伺いしたいんですが。

A：（文科省）可能であれば、なるべく連続的な方がいいと思いますが、確かに海は悪天候の場合、取れない状況もあるとは承知しておりますが、ただ、なるべくそうでないふうにとれた方がいいとは思いますが。

Q：文科省さんの方は余りそういう状況がないと思うので、要するにそういう意味で、東電任せにするのではなくて、きちんと国の方でやるというのは考えられないかという感じなんです。

A：（文科省）今、割と比較的大きな船を使って、割と遠いところの海域でやっているということなので、ただ、そうすると、近いところをやれば、その分、遠いところとの取り合いになってしまうので、その辺のバランス、どうするのが一番いいのかは安全委員会の方とも御相談して、限られたリソースをどういうふうに分ければいいのかというのは、検討は要るかと思います。

Q：そういう意味では、そのモニタリングが、東京電力さん、要するに最初からマンパワーを含めていろいろ苦しい状況の中でやっていると思うのですが、その中でモニタリングがずっと、船が小さいとか、魚を捕る漁師さんを探しているとか、土の取り方を考えているといった理由でかなり遅れ遅れになっている状態なので、そういったことというのは、文科省の方では取りあえず仕方がないというお考えでしょうか、今のお答えだと。

A：（文科省）文部科学省技術参与の星野でございます。船舶の件につきまして一言補足をさせていただきます。東京電力さんの船舶が小型で、海況が悪いと出られないということは私どもも十分承知をしておりますが、なるべく大型の船舶を使っただけのように、船舶の紹介等、そういったサポートはさせていただこうと考えているところでございます。

Q：なので、その部分を文科省の方でやっていくという考えはないということでしょうか。

A：（文科省）文部科学省は、今日の広域化についてということで御紹介をさせ

ていただきましたとおり、大型の船舶、足の速い船でもございますので、沖合の方での活動にこれから重点を置いていきたいと考えてございます。

Q：私の質問は、近いところの部分も文科省の方でやる予定がないかということなんですが。

A：（文科省） ございません。

Q：分かりました。

A：（東電） 少し補足しますと、海の沖合の方は大型の船でも可能でございますけれども、やはり沿岸部ですとか 3 kmといったところは、むしろ小型の方でないと船の方の取り回しもできませんので、むしろそういった小さい船が必要な、沿岸部についてはそういった状況でございます。東電としては、小さい船でそのまま沖合の方も測っておりましたので、少し悪天候になった場合には両方取れていなかったという状態でございます。したがって、今後、沖合に関しましては大型の船が手配できておりますので、測定点の欠測というのは少なくなると考えています。

A：（文科省） 若干補足をさせていただきます。津波の影響で、沿岸の部分にはいろいろなものが埋まっております。コンテナとか自動車とか。大型の船舶で近づきますと座礁等の恐れがございますので、そういった意味では、大きな船は天候に強いからといって沿岸の方に近づけるものではないという状況でございます。以上でございます。

Q：そうすると確認ですが、東電のデータを見ていただくと分かるんですけども、3 km、5 km、15 kmで、要するに沿岸の方でも飛び飛びになっているんですが、15 kmぐらいも近づけないということですか。データを見ていただくと分かるんですけども、飛んでいるのは、近いところではなくて、どちらかというと遠いところなんですけれども。

A：（文科省） そこが今まで、我々は沿岸部と同じ小さい船で行っていたものですから同時に取れなかったもので、これから大型化になりますので、こういった欠測は少なくなると思っています。

A：（保安院） 原子力安全・保安院の観点で、プラントの挙動を知るという意味

では、必ずしも今のモニタリングの地点数とかそういうものは、今、強い必要性を感じているわけではありません。だから、これ以上に何か必要なのかどうかはまた考えてみたいと思いますけれども、今、そういう観点から特に地点を増やしてもらいたいとかということはありません。

A：（原安委）原子力安全委員会でございます。今、お尋ねのあった点にお答えする前に、すみません、前回の会見の際、御質問に答えた中で、私の回答で誤りがありましたので、まず、その訂正のお話からさせていただきたいと思うんですが、1点は、ストロンチウムの分析をしたところ、セシウムの1,000分の1程度以下だと申し上げたんですけれども、すみません、これは100分の1程度以下でございます。訂正いたします。

もう1点なんですけれども、いわき市、川俣町、飯舘村などで行いました小児甲状腺被ばく調査に関してですが、バックグラウンドレベルはどうだったかということについて、 $0.1\mu\text{Sv}$  毎時であったというふうにお答えいたしましたけれども、これは測定上のルールとしては $0.2\mu\text{Sv}$  毎時以下ということで行いました。実際に測定されたバックグラウンドとしては $0.1\mu\text{Sv}$  毎時程度のが多かったということでございます。

今、お尋ねの点でございますけれども、今回得られた航空機モニタリングの結果というのは、地上のモニタリングから得られているものと全体的傾向が非常に合致しているものではありませんが、ただ、説明の中にもございましたけれども、ある一定の半径の中の平均値を出しているというような形でもあります。したがって、むしろ、これは全体的傾向を見る上では非常に有用ですけれども、今後、実際の放射線量の様子、あるいは地表沈着の様子などをきちんと押さえていくというのは、やはりモニタリングが重要になってくるということでございます。そういったことで、地表沈着につきましても、こういった航空機モニタリングの結果を参考に、どの辺は密度高く見ていく必要があるのかということ割り出して、きちんとした地上でのモニタリングから実際の値を押さえていくというふうにしてまいりたいと思いますし、またモニタリング強化計画に基づいて、文科省さんの方で定期的に線量マップというものをまとめられております。その中には積算線量マップというものもございます。これにつきましても、より精緻なものとしていくべく、今、文科省さんとも相談をさせていただいております。そういったより精緻な積算線量の見積りといったものをベースに、避難地域、区域の問題などについては対応していくのが適切であると考えております。

Q：そうすると、現状、この航空機モニタリングだけの結果に関しては、避難

エリアに関してはそれほど影響ないというふうに考えてよろしいですか。

A：(原安委) はい。この結果をもって直ちに、既に設けられている避難エリア、あるいは計画的避難エリアを変える必要は感じてございません。

○司会  
どうぞ。

○アエラ編集部 大鹿

Q：アエラ編集部の大鹿といいます。経済産業省の西山さんにお伺いしたいんですが、ゴールデンウィーク前の報道だと思うんですが、西山さんのお子さんが東京電力の社員だというふうな報道があったと思うんですが、まず、その事実関係を確認したいんですが。

A：(保安院) これは個人的なことでするので、私はコメントいたしません。

Q：事実として正しいかどうかということは。

A：(保安院) コメントいたしません。

Q：個人的なことというお話でしたが、監督する側と監督される側に御親族がいると、やはり緊張感というか、あるいは恣意が働くのではないかという目で見られることもありかねないと思うんですが、その点はいかがでしょう。

A：(保安院) 私は公務員として、公務員の本分というか、倫理というか、そういうものに従って行動しておりますので、全く今のことについてコメントはありません。

Q：西山さんに限らず、経産省を取材していると、本省の局長とか、エネ庁の部長とか、外局のトップの方だった、それぞれのお子さんが東京電力に勤務されていると。その頻度が高いような印象を受けたのですが、経産省としては、例えば内規みたいなものはないんでしょうか。

A：(保安院) 私は知りません。

Q：分かりました。

○司会

ほかの質問はいかがでしょうか。1番端の前の方と、こちらの1番前の女性の方。

○フリー 横田

Q：今の質問に関連して、フリーの横田一ですけれども、今の東電の利益で返済している賠償スキームなのですが、これは送電分離が困難で、地域独占も維持するという、東電に甘いゾンビスキームなどと批判されているんですが、西山審議官にお伺いしたいんですが、この甘いスキームを、案を御自身が作られたのか、関与されたかどうか、あるいは関与されていなければ、経産省のどの方が作られたのか。今、コネ入社というか、子弟の方が入社されているという話がありましたが、その関係で甘いスキームが出たのではないかという誤解を受けかねないと思いますので、誰が作ったか、是非教えていただきたい。東京電力の方には、そういう政治家とか役人の方に甘いスキーム、地域独占が維持されるような、送電分離が避けられるようなスキームにして欲しいという働きかけ、要請はしているのかどうかと。それで、政治家とか役人の方がかなり入社されているということなんですが、その人数と、全体の新入社員に対する割合、恣意的な意向、いわゆるコネ入社が、働きかけがあったのかどうか、それについてお聞かせください。

A：（保安院）まず、私は賠償スキームには全く関与しておりませんし、誰がやっているかも実際のところ知りません。

A：（東電）東京電力でございます。賠償スキームにつきましてはいろいろ報道等があるようでございますけれども、現時点で決まった事実はありません。

Q：これだけ新聞報道で、連休明けにすぐ決まりそうだという報道があるにもかかわらず、経産省は作成に関して全く関与していないということなんですか。

A：（保安院）私が申したのは、私は関与していないし、私は誰が関与しているかは知らないということです。

○共同通信 深谷

Q：共同通信の深谷と申します。東電の松本さんに2点お伺いしたいんですけ

れども、昨日、1号機の原子炉建屋に入った人数が11人ということですが、昨日の御説明だと、9人が作業員で、4人が放射線管理員という御説明だったと思うんですが、その内訳は変わらず、原子炉建屋の中に入った9人が作業員で、2人が放射線管理員かどうかということ。もう1点が、3号機の原子炉の温度が上昇している要因として、注水ライン以外に水が流れている可能性があるかと先ほどおっしゃっていたんですけれども、ここをもう少し詳しく教えてください。

A：(東電) まず、1号機に入った人数の内訳でございますけれども、当初、昨日は13名というふうにお答えしたと思います。この内訳は、東電の社員が2名、協力企業さんの方が11名でございます。この11名の中で、実際にダクトとか番線の処理等を行った者が9名、その中で2人が放射線管理の要員という内訳になります。したがって、東電に実際のダクト引き等の作業を行った者が9名、それから企業さん側の放管要員が2名ということで、13名でございます。当初、今回私どもの社員が2名、11時過ぎに先行して今回の作業エリア全体に関します線量の方を測定してきましたので、現実問題として、企業さん側の放管の方々が事前のサーベイをすることが必要なくなったので、今回は9名の方が作業に着手したということでございます。したがって、原子炉建屋に入ったのは、東電の監理員が2名と、協力企業の作業員の方が9名でございます。残りの協力企業さん側の放射線管理員2名が、セルフエアセットの着脱とか線量の確認といったようなことで、建屋に入らずに、入り口のところでそういった作業をしたという内訳になります。3号機の状況でございますけれども、3号機につきましては、炉心スプレイ系といったことで注水ラインを構成しておりますけれども、このラインの行き先には枝分かれしているところがございますので、少し今回、約2ヶ月近く運転をしておりますので、その際にどこか別のところへ水が逃げているという可能性があって、実際に入っている量が、今、 $9\text{m}^3/\text{h}$ で入れておりますけれども、実量として炉だけに入っているのか、少し逃げている量があるのかということについて調べを進めているという段階でございます。したがって、また少し流量を増やすことによりまして炉側への注水量を元に戻せば、温度の上昇は低下できるのではないかと考えています。

Q：もう1度確認ですけれども、先行して原子炉建屋の中に入った東電の社員2人の方は放射線管理員ではないのでしょうか。

A：(東電) いわゆる放射線管理員としての、要は工事管理員でございますので、

もちろん、現場の安全管理とか放射線管理、要は企業さんがちゃんと安全に働いてくださるように助言とか監督をする役目でございますので、まず、その2名が入って線量の測定をしてきたということでございます。ですから、この者たちが即、線量の測定をしていけないということではなくて、先行して入って線量の測定をしてきたということです。

Q：ありがとうございます。

○司会

ほかに御質問いかがでしょうか。では、3番目の方と、真ん中の前から2列目の女性の方ですね。

○毎日新聞 日野

Q：毎日新聞の日野です。幾つかあるので、まず先ほどの質問の関連で、3号機なんですが、これは温度が上がっているのはMOXの影響ということは考えられないのかどうかというのが1点。枝分かれ以外だと可能性としてあるのかどうかということでお伺いします。それから、先ほどの文科省さんの航空機モニタリングなんですが、これは事故の際に航空機モニタリングをするという方法は、今回の地震がある前からどこかに明文化されたものは根拠としてあるんでしょうか。これを行った理由なんですけれども、言ってしまうと、DOEがやったからということで私は先ほどの回答を受け止めたんですが、これはSPEEDIも機能せず、モニタリングポストも停電によってダウンという事情がやはり影響したということでもいいのかどうか。あと、先ほど蓄積状況が目的とおっしゃられたんですけれども、結果的に住民に対して、2ヶ月近くかかってこういった結果を出したということについては、やはり遅いのではないのかということは思っているのかどうか。あと、80kmというので、先ほど回答がいまいち分からなかったんですが、これもやはり、80kmに決めている明文化した根拠というのはいないんですか。やはりアメリカが80kmにしているから80kmにしたというふうには、どうしても見えないんですが、それをまとめて回答をお願いします。もう1点、これはどこに聞いたらいのか分からないんですが、先ほど細野さんが、核種分析の生データを公開すると。これはどこが責任を持って公開するのか。恐らくホームページ上になるのかなとは思いますが、生データをどういう形で、例えばスペクトルは、私も文系なんでよく分からないんですけれども、数字としてどのような形で公開されるのかということと、いつからなのか、それをまとめて回答してください。

A : (東電) では、まず東京電力の方からお答えさせていただきます。3号機の原子炉圧力容器の温度が上がっている件でございますけれども、こちらに関しましては、3号機はMOX燃料が入っておりますが、MOX燃料と通常の酸化ウラン型の燃料では、こういった場合に特徴的な差異はございませんので、MOX燃料が入っているから、この時点で温度が上がっている原因にはなっていないと考えています。枝分かれ以外の原因につきましては、まだ確定している状況ではございませんので、これ以外の理由がないとも申し上げられませんが、もう少しパラメータの推移を見ていきたいと考えています。3番目の御質問のスペクトルの生データでございますけれども、こちらに関しましては、東京電力の方からホームページに公表するような形で現在、準備を進めたいと思っております。ただ、本日の時点で8cmのキングファイルで20冊分の紙でございますので、こちらをホームページにアップするにはお時間をいただければと思っております。こういったデータかと申しますと、紙に核種ごとに、いわゆる、この核種が想定されている検出点の放射能のエネルギー、何カウント出たかというようなことと、あと補正、半減期といったものが数字の羅列という形で表になっているものでございまして、我々はこれを生データという形でJAEAさんとか日本分析センターさんの方に送りまして、東電の測定結果の評価に対する第三者のチェックを入れていただいているということでございます。その中で、検出されたというふうにカウントされているものをこれまで表の形でプレス公表させていただいたものになります。そのデータベースが今回公表を予定しているものでございます。

Q : 追加で、そうすると、ガンマ線で何カウントされているとか、そのままデータを一応公表するということでもいいんですか。

A : (東電) はい、そうです。

Q : いつからかというのは、どのぐらいのめどなんですか。

A : (東電) そこはお時間をくださいということでございます。キングファイルで20冊分の紙でございますので、これをPDF化して掲載していくという状況になります。

Q : こういったことをするのは、これまでの東電の小さいトラブルも含めて初めてですか。

A : (東電) はい、初めてです。

A : (文科省) 航空機モニタリングが明文化されたものがあるかという御質問ですが、原子力安全委員会が作っております「環境放射線モニタリング指針」という中に航空機による放射線サーベイというものが例えば書いてございます。読み上げますと、「地上に沈着した放射性物質を広範囲にわたり迅速に調査するためにも航空機による放射線サーベイは有効である」と。これはしたがって、いわゆる沈着した放射性物質のサーベイというふうなところでの意義が書いてございます。ということで、先ほど沈着した話と空間線量率の話があって、空間線量率の話は我々もヘリコプターで飛ばしていた部分もございますので、全く DOE だけがやっていたわけではないということは申し上げられるかと思えます。更に言うと、自衛隊の飛行機で、いわゆる上空のダストもサンプリングするとか、そういう活動もやっていたので、航空機によるものが全て、何か DOE に頼っていたとか、そういうことではないと思っております。ただ、この地上の沈着のものを始める時期が早かったか、遅かったか、これはなかなか、放出が止まった後の方が多分有効だろうということがあるとは思いますが、我々がある意味では落ち着いた時期からやったということについては、必ずしも遅いということではないのかなとは思っております。あと 80 kmのところは、確かに 80 という数字で今回計画を立てるときに決めましたが、これは元々地上のデータがそれなりに分かっておりましたので、この地図で言うと、色が1段階違うところは大体 80 kmの中に、青と薄い水色ですね。現実にはこういう形のデータもあるので、地上のモニタリングデータの中から、この範囲で放射線とか沈着の状況を測る1つの境界と捉えてもいいんじゃないかという判断で、ただ、こんなにきれいに円形かどうかというところがありますが、一応、計画を立てたときはそういう判断でやらせていただいたというものでございます。

Q : 全く意味が分からなかったんですが、80 kmというのは何か参考にしたものはなかったということなんですか。あと、最初から空間線量率、自衛隊などが測っていたのはもちろん、テレビを見て分かっているんですけども、これをマップを作るために別にやったわけではないですよ。マップを作ろうと思ってやったのはいつなのかということなんですが。

A : (文科省) 今回、放射性物質の沈着というものについてやろうと。地上の方では土壌分析をやって、30ないし50ぐらいの地点でヨウ素、セシウムの分析、

これは毎回公表させていただいていましたが、点としてはやっていたんですけども、ただ、面的な広がりや、やはり山などとか、人がなかなか測定に入れないところもあるので、航空機サーベイの方が確かにより有効な面があるろうということで、沈着状況については、これのデータを取ったということでもあります。

Q：マップを作るというのは、元々事前に想定はしていなかったことなんですか。

A：（文科省）地上のデータで土壌のマップを作るというのは、今、これはまだ計画していて、これからやっていきます。ただ、まだそれだけのリソースを、いつ、どのように投じるかということではありますが、それはいずれ、地上のものはやろうと思っています。

Q：これをやったのはやはり、SPEEDI と地上のモニタリングポストが動かなかったということも1つの原因なわけですね。

A：（文科省）SPEEDI は、どちらかというとな緊急的な、放出されたのがどう拡散するか、どう避難をするかということに使われるのがメインなので、どちらかというとな、沈着とか、少し時間が経った後の状況というところとは、そういうものには使えるんですけども、そちらがメインではないのかなとは思っております。

Q：先ほど安全委員会の方で、地上のモニタリングをより見ていくことが重要だということをおっしゃられたので、それだとしたら、今回、沈着状況をこうやって明らかにしたところで、ああ、合っているねという以外にはほとんど意味がないんじゃないかとやはり感じるわけです。説明が矛盾しているようにも感じたので、それだとしたら、何でこれをやったのかというのは、いまいち理由が分からないんですよ。

A：（文科省）その意味は、航空機からやるとやや測定誤差もある中で、ただ広域的に取れるというメリットと、ただ、安全委員会がおっしゃったのは、具体的に避難とかは、正に地上の本当の厳密なデータが必要になるということなので、航空機データだけでは多分十分でないということをおっしゃられたと理解しております。航空機の方から見ると、高いところと低いところの大体大まかなところが分かるので、高いところはより密度濃く地上を測ると

か、いわゆる今後の土壌の濃度の測定にも有効な情報が提供されているということをおっしゃったのかと思っております。ただ、いずれにしろ、地上の具体的な避難に係るような測定については、やはり地上で測ったしっかりしたデータがないと、区域の見直しとかそういったところには難しいということをおっしゃったと。

Q：自分で聞いていてもやり取りがかみ合っていないというのがよく分かるんですが、調査をする経緯を、これは4月5日に発表ということだったので、私、文科省の会見に出ていなかったのも、そのとき、かなり詳しくされているのかどうかは分からないんですが、過去の記録を見ても出ていないので経緯がよく分からないんですけれども、4月5日にこういうことをしますということで文科省で発表されたということによろしかったんですか。

A：（文科省）そうです。いわゆる土壌沈着も測るようなことを航空機からやろうというのは、ある意味、そこは初めてで、DOEが土壌沈着の方を自分で何か発表していたわけではありません。

Q：そのときには、別にこれは予測するためのものではなくて、今後沈着しているものを調べるんですよ、それだけの意味なんですよということは、つまり予測して避難に役立るとかそういう趣旨ではないんですよということなんでしょうか。

A：（文科省）予測して避難というのは、むしろ今後、何か新しい放出とかがあったときにやるものがまず1点目。ただ、もう1つは線量が高くなった地域があるということで、いわゆる計画的避難区域というのであるので、その2通りあるわけですけれども、こちらの土壌沈着というのは、どちらかというと、正にその土地にどういう核物質が定着してしまったかということを知る。将来は、その土壌の状況が、むしろ戻ってくるときは、逆に土壌の状況がどうなっているかをきめ細かくやらなければいけなくなるので、その事前の、粗いかもしれませんが、広範囲にわたって大体の状況を調べたデータが得られたということで、今後、例えばいろいろ解除する。

Q：ですから、調査内容を聞いているわけではなくて、私としては経過を聞いているわけです。決定というか、経過について、やはりDOEがやっているから、やっていたのを受けてやったということで基本的にはいいんですね。事前に、元々やることを3月11日から1週間なり2週間の間で、元々こういう

ことをしますというのは予定されていたわけではなくて、DOE がやっているのを見て、こういう方法もあるなということをやったということによろしいんですね。違うんですか。

A : (文科省) いや、先ほど申し上げました環境モニタリング指針の中には、ある意味で状況が落ち着いたときには、土壌への放射性物質を測定するには航空機サーベイが有効であるというのは書かれているので、そういう手法があるというのは前から分かっておりました。

Q : それは、事前から落ち着いたらやるという話になっているんですか。

A : (文科省) そうしないと、また追加して。

Q : そこはイエスかノーかで回答してください。放出が落ち着いたらやるということになっているんですか。すみません、4月5日に事細かに詳しく発表しているのかもしれないんですが、ここはまた違う場だということなので。

A : (文科省) 土壌への沈着状況というのは、放出が続いている途中でやってもすぐ変わってしまうので意味がないということは御理解いただけると思いますが。

Q : それは分かっていますが、私は事前に想定されていたものなのかどうかというのを問うているわけですよ。質問と回答が食い違っているんですよ。

A : (文科省) 土壌の調査で航空機サーベイをやるという手法があることはもう前からこの計画にも書いてあって、それをやろうということを判断したと。

Q : それは何度もお答えになっていて分かるんですが、ですから、事前の指針の中には、沈着してからやりなさいということが書いてあるんですか。そういうふうな回答のようにも聞こえたものですから、そこを確認しているんです。

A : (文科省) 明確に何かの後とか、そこまでは確かには書いていないです。「土壌の沈着状況を測るには」ということが書いてあるだけです。

Q : これで最後にします。それでは、準備はいつから始めたということでもいい

んですか。その4月5日から、航空機の発注なども含めて始めたということ  
でいいんですね。

A：(文科省) お答えさせていただきます。準備に関しては、3月の事故発生当  
初からやっておりました。やっていたんですが、我々の文部科学省が使用す  
る航空機はヘリコプターであるんですけども、こちらに関しては民間のヘ  
リコプターを改良したものしかこれまで研究されていませんでした。その関  
係で、民間のヘリコプターを使用するためには、なかなか手続等もいろいろ  
ありまして、結局、できるようになったのが4月の頭になっております。

Q：放射線防護の設備というか、装置というか、対応はされているものはなか  
ったということなんですね。

A：(文科省) 他方、航空機モニタリングの今回の指針に関しても、そこまで、  
どの段階でやりなさいとは書いていなくて、一方、米国の方はたまたまやっ  
ていたという状況でございます。

Q：ということは、やはり事前の想定がかなり甘いということではないんです  
か。

A：(文科省) 想定が甘いという。

Q：だって、放射線防護の仕組みも何もなかったわけですね。つまり、民間の  
ものをチャーターするということしかなくて、かつそれは、別に放射線の防  
護を前提としたヘリコプターでも何でもなかったわけですね。

A：(文科省) ただ、ここだけはしっかり御理解をして欲しいんですが、そもそ  
も航空機モニタリングで、地表面からの影響で空間線量を見ているので、空  
間線量も地表面沈着も両方とも測れるんですけども、これに関しては一応、  
一定の落ち着いた段階からやろうと考えているのと、あとは、そもそも航空  
機モニタリング自身は、この環境放射線モニタリング指針にも「車両等に準  
じて」と書いてあるんです。ですから、陸上のモニタリングに準じて、要是  
モニタリングをするためにどういうところを測ったらいいか分からないと非  
常に不便でございますので、航空機全体で、面で、ある程度見た上で、では、  
陸上の方を確認していく。そういうための手法なんです。その関係もありま  
すので、あくまで。

Q：だとしたら、今回、モニタリングポストはかなり壊れているわけでしょう。だとしたら、事前にやらないといけなかったのではないんですか。

A：（文科省）陸上はモニタリングカーを扱って実際に測定しておりますし、そちらの方が正確でございますので、基本的にはそれを、では、先にやるべきだったかどうかというのは今後の検証もあると思うんですが、一応、陸上では走って測定しておりますので、今後もより詳細に調べていくためには航空機モニタリングが利用できる。そういうふうに御理解してもらえたらと思います。

Q：最後にします。チャーターするというのは、結局、最初からどこどこに発注しようとか、こういうヘリだったら放射線でも大丈夫だとか、そういう想定は特になかったんですね。

A：（文科省）チャーターするというのをもう少し詳しく話させていただきますと、原子力安全技術センターさんに今回、我々は依頼をしているんですが、彼らの方で今まで研究をしてきて、その中では民間のヘリコプターを改造して、航空機を取り付けて、国交省に許可を取って、実際に改造申請までして許可を取ったものが今回使用しております。その関係もありまして、ほかのヘリコプターとかを簡単に利用しようと思ってもなかなか測定できない状況でございました。それで実際、事故が始まった段階で、直ちに民間ヘリコプターの会社に頼んで空けてもらおうと思ったんですが、いかんせん、民間ヘリコプターの会社でございますので、ヘリコプターをすぐに使える状況ではありませんでした。その関係で、すぐに使えるようになった段階から機器の調整等をして早急に対応したということでございます。

Q：もういいです。

○司会

では、次の質問の方をお願いします。

○アワープラネット TV 白石

Q：アワープラネット TV の白石と申します。3点ありまして、1問1問質問させていただきたいと思います。まず1つ目なんですが、先日来、問題になっている学校の20mSvの関連なんですけれども、この4月19日に安全委員会か

らの助言が出された際に2つコメントが付いていまして、1つはモニタリングをきちんとすることというのが1点。それから、もう1点、必ず学校の先生に、子どもと同じような動きをする先生に、ポケットのモニタリングのものを着けてくださいということで意見が付いていたと思います。今、文部科学省の方に御質問したいんですけども、多分20個、福島県の方にポケット線量計をお渡しになっているかと思うんですが、19日から2週間経っております、多分、この意見というのは20mSvを上限に、なるべく線量を下げていく中でモニタリングをきちんとしなさいというような助言かと思うんですけども、全校にポケット線量計なり線量計を配付する計画なのかどうか。あるいは、もしそうなのだとしたら、いつ頃になるのかということをお聞きしたいということ。それから、安全委員会の方には、現状、2つの意見のうち1つの方は、一応、4月にもう1回、モニタリングは、 $3.8\mu\text{Sv}$ 以上の学校については2回目をしているんですけども、それ以外の学校については4月5日、6日、7日の調査以外はしていないんですけども、この状況でいいと思われているかどうかということのを、まず1点目、お聞きしたいと思います。

○司会

すみません、質問はまとめて全て。3つとおっしゃいましたね、3つお願いします。

Q：いいですか、分けさせていただいても。

○司会

いえ、それで皆さんにお願いして、皆さんもそういうふうにやっていただいていますので、恐縮です。

Q：では、2つ目にしたいと思います。それが1点目です。2つ目なんですけれども、これは安全委員会の加藤さんにお聞きしたいんですけども、先週5月2日に市民の方と安全委員会の方、文部科学省の方と、この20mSv問題で交渉があった際に、福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーになっていらっしゃる山下さんが、これまで福島県内で様々講演とかをしていらして、その中で、100mSv以下であれば年間大丈夫ですと。それから、1時間当たり空間線量が $10\mu\text{Sv}$ 以下であれば外で遊ばせて大丈夫ですということはずっと言われていて、この手元にあります「福島市政だより」にもそのように書いてありますし、三春町の教育委員会が学校名で保護者に配られているお便りにも、放射線量が $10\mu\text{Sv}$ 以下であれば大丈夫ですと書いてありまして、この件につ

いて安全委員会の方としては、その場では栗原さんという方がいらしたと思うんですけども、これは問題だと思うので指導する必要があるというふうにおっしゃって、翌日、山下さんも二本松市の講演の中で、自分は指導される必要があるというようなことをおっしゃって、今までおっしゃっていたことに対して訂正しなければならないというような発言をなさっています。これまで1ヶ月ぐらいの間、山下さんは各地で講演をなさって、このことをおっしゃっていたものですから、郡山市や福島市の中通りの地域というのは、比較的、線量が高くて、4月25日現在で、大体、積算すると4mSvぐらいに福島市はなっているんですけども、お子さんとかはマスクもしていませんし、それから普通に外で遊んでいたりとかして、何らかのリスク管理のような防護が、十分にずっと行われていないような状態にあるんですけども、この件について、安全委員会の方はどのようにお考えかというのを2点目にお聞きしたいと思います。3点目なんですけれども、数日前に発表されました、東京電力の女性職員の方が被ばく線量がオーバーしたという発表の中で、その他の方々の線量についても発表してらして、お2人、放射線関係ではないお仕事の、事務的なお仕事なのかと思うんですけども、その方が、外部被ばくがお1人の方は0.78mSv、内部被ばくが2.59mSvで合計3.37mSv、それから、もう1人の方は0.61mSv、2.81mSvで合計3.42mSvだったんですけども、この方々は、何か特別な、お仕事の内容として、特別に内部被ばくをするようなお仕事だったのか、あるいは普通に事務作業をされているような方だったのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

A：(文科省) 文部科学省でございますが、まず最初に、文部科学省が調査をいたしました52校の全ての学校に、既に線量計の方を配布いたしまして、それぞれ先生方に、今、付けていただいている状況にあります。今のところ第1回目の報告を5月11日にいただくということで、準備をしていただいている状況でございます。それから、福島県のその他の学校への更なる配布ですけれども、これについては、今のところ、補正予算の中に福島県の学校全体がカバーできるような、全体に線量計を配布できるような予算を、今、計上させていただいておりますので、これはまた速やかに対応してまいりたいと思っております。

A：(原安委) 原子力安全委員会でございますが、まず1点目、学校でのモニタリングに関してですけれども、私ども安全委員会では、前回の安全委員会の会合の際に、文科省から直近のモニタリングの状況を報告していただいた際に、空気中の放射性物質の濃度、そういったものも、ちゃんと測ってくださ

ということを申し上げておまして、安全委員会としては、空間線量率だけではなくて、空気中のダストの濃度にも着目しております。これは、内部被ばくをできるだけ正確に評価する上で重要だからであります。その際には、校庭の使用制限がかかっている学校と、そうではない学校ではどう違うのかといったものも非常に大事な点だと思っております、そういった点は、是非、お示しいただきたいと思っております。

それから、2点目にお尋ねのあった点でありますけれども、中通りについての御言及があったわけですが、モニタリング強化計画発表以来、線量マップというものを定期的にアップデートしていくことにしておまして、その中では、積算線量マップというものも、より精緻なやり方で、やり方は文科省と話し合いながらやっていこうと思っておりますので、そういったものを見つつ、どういった対応が更に必要なのかどうなのか、そういった点は検討してまいりたいと思っております。

A：（東電）よろしいですか。東京電力でございますけれども、これらの女性の方々は、何か特別な仕事というよりも、いわゆる緊急時の免震重要棟という中で、医療班ということで、気分が悪くなった方の介護ですとか、あるいは情報収集、整理、パソコンの入力といった事務の仕事に携わっていた方々でございます。一時的に水素爆発等によりまして、今回、免震重要棟の中が放射性物質の濃度が高くなったことから、そこに滞在する時間の中で、外部被ばくと放射性物質を体内に取り込んだ内部被ばくを生じてしまったという状況でございます。

Q：免震重要棟の中のモニタリングデータというのは、公開されていませんよね。されていますか。ちょっと調べられなかったんですが。

A：（東電）はい。中のデータにつきましては、公開はしておりません。こちらに関しましては、今回の被ばくの評価の中で、おおよその空間線量につきまして、あ、ちょっと、すいません。免震重要棟の空間線量は公開しております。5月2日の報告書の中に、免震重要棟の中の放射性物質の濃度の推移とかという形で、公表させていただきました。

Q：では、確認させていただきます。すみません。あと、ごめんなさい、もう1度、安全委員会の方にお聞きしたいんですけれども、先ほどの山下先生の件なんですけれども、県内の方々は、なかなかインターネットなどの環境も余り普及率が高くて、いろんな情報が飛び交う中で、一旦はテレビでも、

例えば福島中央テレビで番組がありましたし、ラジオ番組でも彼はお話されていて、たくさんの場所で講演されていて、5月に入って、今回、こういう事態になったのを受けて、5月3日、あるいは5日の講演会の中で、過去に言っていたことはちょっと訂正すると言いますか、将来的なことは全く、自分自身は分からないというようなことをおっしゃってまして、かなり県内で不信感と言いますか、保護者の中に不安感が高まっているかと思うんですけども、何かこれを、例えば、県内で修正するような、あるいは、もうちょっと統一的な防護に対する見解を出されるとか、何かされる必要があるとは思われませんかというのをお聞きしたいと思います。

A：（原安委）山下先生のその御発言については、私ども最近の5月3日、5日も、直接は拝聴してないので、どういった発言をなされたかは、ちょっとコメントを差し控えたいんですけども、いずれにしても、県から任命されたお立場でありますので、そういったお立場の専門家としての御発言をされているのではないのかと、これは推測ですが、そう思うわけであります。安全委員会としては、この問題については、まず、文科省から示された3.8mSv/hという、校庭でそういう基準が示されたわけですけども、それについては、実際の学校でのモニタリング結果を見ると、学校で生活している児童・生徒さんは、実際は20mSvなんていかないと、10数mSv程度だろうということ、それから、被ばく低減の努力もするというのを提案されているので認めたくわけあります。そういったことで、私どもとしては、モニタリングをして、実際の被ばくの状況もきちんと明らかにして、被ばく低減の努力が合理的達成可能な範囲で、きちんと行われているかどうか、チェックしていくということに努めてまいりたいと思います。

Q：そうしますと、こういった保護者向けにおたよりが載っている、例えば10 $\mu$ Sv以下であれば大丈夫というようなことは、安全委員会としては、許容できると言えるのか、できないと言えるのかということとですね。それから、先ほど東電の方にお聞きしたのは、内部被ばくということを2%というふうに見積もっているということで、文科省からお話があったかと思うんですけども、実際には、お子さんはもっと高いのではないかなという、例えば東電の職員の方ですと、内部被ばくは外部被ばくより3倍多い、と考えますと、例えば福島市の数値で言いますと、今の段階でもう16mSvぐらいに積算できちゃう感じなんですね。つまり、今は大体、外部被ばくで4mSvで、屋外にいないで、屋内にいて、非常に防護されている方でも、10mSvは超えるんじゃないかと私は思うんですけど、まず1点目は、10 $\mu$ Sv以下であれば大丈夫とい

うふうに言い切れるのかどうか。それを訂正する必要はないのか、という点、これはもちろん、福島県の指名の放射線アドバイザーではありませんけれども、政府とも深く関わりある先生ですし、それからその内部被ばくに関してもこういった考えで大丈夫なのかということ、追加でお願いしたいと思います。

A：（原安委）その  $10\mu\text{Sv/h}$  以下であれば大丈夫かどうかということについては、どういう前提でそういう計算をされているかによりますので、その詳細を知らない、分からない状況ではコメントは差し控えたいと思います。

それから、内部被ばくにつきましては、今回、学校の問題につきましては、検討の段階で文部科学省から、地表の放射性物質の濃度を、実測された値を前提として、国際的にも通用しているモデルを使って、内部被ばくがどれぐらいになるかという説明を受けておりました、それでは、外部被ばくに比べて、2、3%であるという説明でありました。国際的にも認められたモデルを使っておりますし、その計算のモデルの使い方、あるいは、使っているパラメーターなども正しい使い方でしたので、それは一応、そういうものだろうというふうに認識したわけですが、実際の状況でどうかということが、より大事ですから、そういった意味で、モニタリング、特に空気中の濃度の測定も、きちんとやっていただいて、それを基にまた内部被ばくの評価というのをきちんとやってください、というのを求めたわけであります。

Q：幾つもすみません。そうしましたら、例えばですね、お子さんとか、あるいは普通の方で、希望される方に、例えば先ほどの東電の方のように、内部被ばくの値を調べるというような御計画というか、御予定などは、今後ないでしょうか。

A：（原安委）そこになりますと、正に住民の皆さんへの対応の問題でありますので、一義的には、その御地元の判断かと思えます。

#### ○司会

それでは、ほかにいかがでしょうか。真ん中の列の男性と、後ろの列、1番前の方ですね。

#### ○読売新聞 吉田

Q：読売新聞の吉田と申します。水産庁にお聞きしたいんですが、この今回の基本方針によって、これまで都道府県で漁協が中心になってきたという体制と、どういうふうに違うのかというのを、お聞かせください。まず、これま

で漁協にかなり頼ってきたというのが、どういうふうに、今後、国の関与というのが支援なり入っていくのか、それから、例えばモニタリングを実際には漁をしても、それ自身はモニタリングで確かめられてないわけですが、出荷はできないわけですよ。そういった費用的な面などを中心に、これまでとの違いを具体的に教えていただければと思います。

A：（水産庁）正確に質問を理解しているかどうか分からないので、お許しく下さい。今までもですね、ここにあります茨城県沖ですとか、千葉県、それから神奈川県というところについては、県と、関係漁協なり、関係の漁船が捕ったものを、水産庁の研究所で分析する、あるいは、それぞれの県の研究所で分析する、ということ、統一的にやってきたわけです。今回は、それを今までやっていなかったところについても、広げたということが、まず大きな点でございまして、特に漁業をやっていなかった、福島県、宮城県について広げておりますし、もう 1 つ大きいのはですね、各県と各漁協の、その地域の固定的に動かない魚ではなくて、これからシーズンを迎えてまいります移動性の高い魚、鰹から始まりまして、鯖ですとか秋刀魚ですとか、こういうものについて、関係の漁船、これは各県沖に留まらず、北海道から千葉県まで大きく移動してくる船団の協力を得ながら、捕っていくということが、大分、違いますし、これは大量に流通するものでございまして、大変重要だということで、これを加えたということが大きな違いだと思います。

Q：了解しました。そういう意味では、これまで別個にやっていたものを漁場が動くといったものも、中心となって連絡を取るというふうなことが、1つの違いということですね。あと実際にモニタリングということは、それが正しいかどうか、実際には判明するまでは出荷とかといったものは見合わせるということになるんで、そのとき、そういった補償なり費用なりといったことは、どんなふうになるのでしょうか。

A：（水産庁）漁が始まる前に、まず捕ってもらって、サンプリングしてもらって、漁が始まります。漁が始まりましたら、その漁が続いている間、原則 1 週間ごとに捕っている魚を送ってもらって、分析していくということになります。分析等々は各県でも同じ方法でやるように指導してやってますし、各県で分析してる場合はその費用は各県で負担しているということがございます。

○エネルギーと環境 清水

Q：エネルギーと環境の清水といいます。原子力安全委員会の方に伺いたいんですが、今日のこのペーパーでですね、「20km 以遠の空間線量率……健康に影響を及ぼすものではありません」と言っていて、その 2 つ目のポツですけれども、1 年間に積算線量が 20mSv に達する恐れのある区域は計画的避難区域となっていると、この関係はどういう理解をしたらいいのでしょうか。健康に影響がない、しかし 1 年間の積算線量からいくと、計画避難しなきゃいかんのだと、その辺の理解の仕方をちょっと教えて欲しい。2 つ目はですね、計画的避難区域及び、危険地域もそうですが、20km 以内もそうですけれども、これを解除なり一時帰宅を認める基準といいますか、考え方といいますか、あるいは積算線量といいますか、そういうところを教えてくださいなんですが。以上です。

A：（原安委）お答えいたします。まず空間線量率ですけれども、現在、測られている数値から見ますと、これまでの様々な疫学調査、あるいは、生物学的研究からいわれている明らかに影響の出てくる範囲、これは数百 mSv 以上ですけれども、そういったのよりは十分低いところですので、影響はないというふうに言っているわけであります。一方、20mSv に達しそうな範囲については、計画的避難区域にしているというのは、これは、さはさりながら被ばく線量はできるだけ低く押さえるという状況があるわけですし、また、こういった緊急時における放射線防護の在り方についての、国際放射線防護委員会 ICRP の勧告では、被ばく線量が 20～100mSv になるような状況では、何らかの手を打つべきであるという提言がされておりますので、そういったものを踏まえまして、実際に影響が生じるというわけではありませんけれども、20mSv を超える恐れのあるところについては、計画的避難区域、計画的な避難を行うべきであるという御意見を、4 月 11 日に政府の対策本部の方に申し上げたわけであります。

それから、一時帰宅のお話が出ましたけれども、これにつきましては、政府の対策本部の方で全体的な考え方は整理されているわけですが、安全委員会としては、放射線防護の観点からは、1 回の帰宅での被ばく線量は 1mSv に抑えるべきである、といったような助言を、検討段階で差し上げているところでもあります。

また計画的避難区域、あるいは普通の避難地域などの解除ということについてのお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、総理あるいは官房長官も様々な場でお話になっておられますけれども、発電所からの放射性物質の放出が十分管理された状態になった時点で、そういったことを考えるということでございます。そこに向けまして、モニタリングなどをきちんとしてい

くということに、今は努める段階であるというふうに考えております。

Q：今のお答えに1つ、1つ半ぐらいですけれども、原子力安全委員会として科学的な基準あるいは、この安全基準からいって、解除の基準というものは、現在、定量的なものはないということの理解でいいのでしょうか。それともう1つは、20mSvであれば健康に影響がないという、さっきのお答えの前提でいけば、計画的避難区域の中でももちろん20mSv以下のところはいっぱいあるわけです。いっぱいあるわけですね。そういうところの扱いというのは、どういう考え方になるのでしょうか。その2点です。

A：(原安委)解除の基準ということにつきましては、この考え方については、ICRPの勧告などで述べられておりますけれども、まだ今回のケースについて、具体的な数値を議論する段階には至ってない、というふうに認識しております。それから、計画的避難区域の中でも20mSvを下回る地域はあるのではないか、というお尋ねがございました。実際のモニタリング結果などを見ると、そういうところもあるわけがございますけれども、実際のどの町なりを、あるいはどの町のどの部分を計画的避難区域とするかということにつきましては、モニタリングの結果に基づいた集積線量の予測をベースとしつつ、行政区画などの問題も踏まえて、政府の対策本部の方でお決めになられたものであります。

Q：すみません、これで止めますけれども、今回のケースで具体的な数値の認識というところはないとおっしゃったのは、これは、原子力安全委員会として、どういう理由からそういうお答えになったのでしょうか。

A：(原安委)まだ現在では、そういった解除の基準というものを決めていない、議論をしていないということを申し上げているわけでありまして、考え方につきましては、国際放射線防護委員会でいいます現存被ばくの状態に移行するわけでありまして、そういったタイミングで、この解除の基準なり、どうするのか、それは、またその時点に向けて検討していくことというふうに心得ております。

Q：分かりました。避難している地域の人たちから見れば、やっぱりその解除の基準とか、あるいは解除に際しての、日本の原子力安全委員会がどう考えているかというのは、1日も早く、検討して示すべきだと思うんですが、その点、どうでしょうか。

A：（原安委）はい。そういった地元の皆さんのお気持ちも、大変よく御理解申し上げますところではありますけれども、この問題につきましては、今後の線量の推移がどうなるのかといったようなことなども見て、いろいろ慎重に検討が必要なことでありますので、まずはモニタリングをよりきちんとやって、状況の推移をよく見るところから始めてまいりたいと思います。

○司会

それでは、次。次の御質問の方で、これで最後にしたいと思いますので、では、今、手を挙げられている、あと4人の方で終わりにしたいと思います。後ろの方から順に、1番後ろの方ですかね、こちらの列。

○フリー 伊藤

Q：フリーの伊藤と申します。経産省にお尋ねします。今日の資料の地震被害情報127報の36ページ、農産物、野菜と魚の出荷制限についてお尋ねします。これ、出荷制限になると、農家さんとか漁師さんとか、あと仲買さんたちが生活に困るのではないかと思うんですけれど、例えば東京電力が消費者として市場価格で買い上げて、そういう汚染されているかもしれない食べ物を廃棄するとか、多分そういう取り組みというか、そういうこともできるのではないかと思うんですけれど、そのような取り組みについて予定があるかどうか、どのようにお考えでしょうか。

A：（保安院）原子力安全・保安院ですけれども、今、私の理解は出荷制限に当たるところについては、大変お困りだろうというところは、当然、支えるわけですけれども、具体的にはやはり、こういう方々にどうやって補償を申し上げるかという考え方でありまして、今、買い上げるということは、ほぼ同じになるのかもしれませんが、そういった方法は、今、議論されているかどうか、私はよく存じません。

Q：以上です。ありがとうございます。

○司会

次のラインですね、先ほど手を挙げておられた方にしてくださいね。どうぞ。

○NHK 石川

Q：NHKの石川といいます。まず、航空モニタリングについてなんですけれども、

航空モニタリングは、私の経験でも非常に有効な手段ですので、次、こんなことが起きないように思いますけれども、文科省なりしっかり準備を整えて欲しいということと、その結果を見て、ちょっと驚いたんですけれども、文科省に確認なんです、これ、単位、土壌の蓄積量って、これ単位は間違えていないですか。例えば赤いところは、本当に 300 万 Bq 以上なんですか。セシウム 137 とかですね。

A：(文科省) 単位、立方当たりという単位なんです、間違っていないと思います。

Q：立方ですか。失礼、これは、平方ではなくて立方ですか。

A：(文科省) すみません、平方です。平方メートルです。表面線量です、すみません。

Q：そうしたらですね、間違っていないということを前提に、質問なんですけれども、文科省と安全委員会に、この値を見て、当然、チェルノブイリの汚染地域の値等を御存じだと思いますが、これを踏まえて、この値、赤い色のところ、黄土色のところ、萌黄色のところ、それぞれどのように御評価なさるのか。それから、30 万 Bq のところが、1 番低い値で、それ以下測ってないんですけれども、次、解析するときには是非とも 30 万 Bq 以下のところをもうちょっと細かくですね、30 万～10 万とか、10 万～3 万とかいう形で出していきたいということ、これが第 1 点。それから、東電と安全委員会に、今現在の大気中への放射性物質の流出というのは、4 月 5 日のときのあれと変わらないのかどうか。それから、流出しているのは、どういう形で、大気中に流出しているのか、ということと、流出した大気、放射性物質は、どこに流れているのかということをお聞きしたいと思います。まず、航空モニタリングについてお答え願いたいんですが。

A：(原安委) セシウムの地表の密度について、御質問あったわけでありまして、安全委員会でもこの資料は、今日いただいた状態です、先ほど申し上げたように、まず空間線量については、極めてまだ大ざっぱな段階で、一応、何点かについて見たわけでありまして、この沈着量については、きちんと委員の先生、また、関係の専門家にもよく見た上で、評価をして固めてまいりたいと思いますが、チェルノブイリの場合ですと、半径 30 キロ圏ですと、この約 1,500～3,700kBq/m<sup>2</sup>、ここでの言い方だと 148 万～370 万というの

が、1番高いレンジとして示されているわけなんですけれども、そういったものとの比較も含めてですね、よく委員の先生方には御検討いただいて、次回、評価をお伝えしたいと思います。

Q：ということであると、もしもこの値、単位が間違っていなければ、その赤いところはチェルノブイリをはるかに上回る、そういうことになりますよね。これが/m<sup>2</sup>ということであれば、ちょっとその辺の比較をしっかりと、出していただきたいと。この数字を見るだけだと、本当に驚くべき数字なんで、僕は本当に驚いているんですけども。

A：（原安委）はい。実際のモニタリングでのサンプルに比べても、非常に桁が多くなっていますので、文科省にもそこはまずよく御確認いただきたいと思います。

Q：文科省は。

A：（文科省）この作業は、まあ確認いたします。技術専門家が入って、これは安全委員会の方も入って、事務的には打ち合わせた、作ってきたものですが、確認いたします。評価のところは、安全委員会とよく相談します。

A：（東電）東京電力でございますが、現在、大気中への放出量の評価でございますけれども、こちらにつきましては、現時点で行っておりません。本来であれば、いわゆる主排気筒のところから、原子炉の換気は全て行っておりますので、そのところでサンプリングしたデータを用いまして、放出量の評価ということが出来るわけでございますけれども、現在、原子炉がああいった状況でございますので、原子炉建屋から直接放出されているものにつきましては、評価ができていないという状態でございます。したがって、私どもといたしましては、各敷地境界でのモニタリングポストの値ですとか、環境中の放射性物質の濃度の測定といったようなことで、評価といいますか、モニタリングを行っているという状況でございます。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけれども、大気中への放出の問題ですけれども、原子力安全委員会では、大気中への放出の様子を、どう推定してきたかということ、もう皆さん、何度もお聞きかもしれませんが、環境中のダストサンプルのところから得られた、放射性のヨウ素などの値から、発電所ではこれぐらい出ているのではないかとこのことを推定してきたわけです。た

だ、そのためには、ある程度の濃さでダストサンプルが得られる必要がありますけれども、最近では、非常にダストサンプルのところの、得られるヨウ素あるいはセシウムの濃度が低くなっておりまして、かつまた、それが、発電所から来たプルームによるものなのか、あるいは既に沈着している放射性物質の再浮遊によるものなのか、その識別が非常に難しい状況になっておりまして、最近では、その手法では発電所からの大気中への放出の様子は推定できていないという状況であります。逆にそれぐらい小さくなってきているということでもあります。

#### ○司会

それでは次の方、その前の方ですね。

#### ○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅です。2点なんですけれども、1点は、外国からの支援の点で、先日、細野さんから、外務省に聞けば分かると言うので、外務省に聞いてみたんですけれども、外務省に聞いて分かるのは、外国の政府が直接、日本の政府なり東電の方に支援したものについては分かるんですけれども、それ以外の私企業ですよ、例えばロボットであるとか、あるいはアレバとか、そういうようなものについては、一切、把握はしておりません、ということでした。ですので、東電の方から、どういう支援がされているかということについては、もうこれまで何度も繰り返して言うておりますけれども、発表していただきたいと思えます。そういう隠す理由というのは、全くないと思えますので、公表していただきたいと思えます。もう1点は、20mSvについて、安全か、健康上問題がないかについて。これも先日、細野さんの方から、文科省の方に聞けと言われたので、文科省の方に聞きました。原子力災害対策支援本部の広報担当の堀田さんという方が答えていただきまして、その方が言うには、20mSvが安全かどうかという、健康上問題がないかどうかということについては、文科省としては判断できないので、原子力安全委員会の方に聞いてくださいと言われましたので、聞きます。原子力安全委員会として、20mSvが健康上問題ないと、今でも考えてらっしゃるのかどうか、それはアメリカの科学アカデミーでは、20mSvは1,000人に1人が、がんで亡くなるということを行っているにもかかわらず、それを無視して、健康上問題がないというふうに、今でも言うのか、というその2点です。

A：（東電）はい。東京電力でございますけれども、まだ取りまとめが終わっておりません。先方との御確認等もございますので、少しお時間をいただけれ

ばというふうに思っております。

A：（原安委）原子力安全委員会でございますが、先日、御指摘がありましたアメリカの全米科学アカデミーの The National Academy of Sciences のレポートも読ませていただきまして、この 100mSv 以下の領域で、閾値なしの比例モデル、線形モデルに比べて、放射線影響がそれより高いということも、それより低いということも正しくない、ということが非常に科学的に説明されている文献である、というふうに認識しております。ICRP もそういう考え方に立って、低い線量域でも、そういった比例関係が成り立つということで、放射線のリスクというものを定めて見ているわけでありまして、そういった考え方に立ってですけれども、非常に低い線量の領域では、確かにそのリスクはあるんですけれども、例えば発がんといった場合、ある国の人口集団で、がんになる、全体がんが発生する割合に比べて、そういったリスクの考え方を当てはめて出てくる発がんの増分というのは、非常に小さいということで、事実上、健康への影響はないというふうに言えるというふうに考えております。

Q：そうすると、つまり 1sV 当たりだと 5%ですので、20mSv だと 0.1%なんですけれども、がんが増えて亡くなる方が増加する割合ですけれども、その 0.1%がんで死ぬ方が増えても、健康上問題がないと、こういうふうに言うわけですか。それとも、健康上問題があるけれども、社会生活との関係から、それは、その程度の値であれば、社会的に許容するべきであると考えているということなのか。それはいずれですか。

A：（原安委）正確に言えばですね、この放射線防護の世界で言う、正確な言い方であれば、むしろ、今、おっしゃったような、受容できるというような意味合いになると思います。

Q：そうであればですね、それが受容できない、許容できない人もいると思うんです。1,000 分の 1、とてもうちの息子、娘には、1,000 分の 1 なんて許容できない、という人もいると思うので、今後ですね、健康上問題がないということを言われる際には、1,000 分の 1の方が、がん死する可能性があるんだけれども、ということを必ず付け加えるようにしていただかなければ、それは、ある意味、逆のデマになるんじゃないんですか。

A：（原安委）今、おっしゃいました、1,000 分の 1の方ががんで死亡されるという言い方については、こういった低い線量域では、何人に 1人がんの死亡

率が増えるというような言い方は適切ではないというふうに、ICRP の勧告でも言われていると承知しております。

Q：ですからね、私が言いたいのは、何人に1人でもいいです。つまりそれが、許容できる人とできない人がいるわけですよ。許容できる人はいいです、別に。許容できない人がいるのに、そういう問題さえないというふうに言うのはおかしいと言っているんです。そういう問題が起こり得るということを、政府としてきちんと説明をするべきだと言っているんです。それで、それに耐えられないという人は、引越するなり何なりするでしょう。それを、健康上問題ないというのは、それは全くでたらめじゃないですか、ということ言っているんです。それは何分の1というのは、また検討していただいて結構ですけれども、今後はきちんと、そういう正しいですね、科学的に正しい発表をしていただきたいと思います。以上です。結構です、答えは。

A：（原安委）はい。リスクについては適切な説明に努めてまいります。

#### ○司会

次の方、隣の方ですかね、手を挙げてるのは。

#### ○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野と申しますけれども、まず、これはどちらに聞けばいいのかな。先ほど、水産庁の方で、捕れている魚に関して、セシウムとヨウ素だけを、現状、放出されているのがセシウムとヨウ素なので、それを調査しているというお話があったのですが、これは、放出されているのはヨウ素とセシウムだけではなくて、調査しているのが、ヨウ素とセシウムだけなので、そのほかの核種に関して、例えば文科省の方で、これからやる予定があるのかどうか。それから、これはある意味、東電とも絡むんですが、こういった海洋でのガンマ以外のものの分析というのをやる予定があるのかどうか、というのをまず1つ。それからですね、先ほどの質問でちょっと追加なんですけど、東電と水産庁の、海域での調査の分担なんですけど、これは一体、誰がどういう経緯で決めて、そういう分担というのをされているのでしょうか。経緯と、それから責任の、これは責任部署というのですかね、等を含めて、御説明ください。それからですね、先ほど、APDが、学校分取りあえず配布されるという、もう配布し始めているということなのですが、今後、補正予算で計上されているのは、幾つぐらいの数で、1つの学校に関して幾つぐらい、こういった配布の状況になるのでしょうか、これ、数を教えてください。そ

れから、最後に 1 つ、これ、東京電力さんへなんですが、原賠法の紛争審査会の方に要望書を出されてですね、要望書の内容を公表して欲しいというふうに、昨日から質問でいろいろ出ているのですが、先方との約束があるのでできないということで、審査会と協議をした上で公表しないというお話だったんですが、今日、文科省の方で聞きましたら、そういった事実はないので、今、東電に抗議しているところだということだったので、是非その要望書の内容というのを公表していただければと思います。それから、なぜそういう適当な理由で回答をしたのか、それもお願いできればと思います。

A：（東電）東京電力の方では、今、その他の核種につきましても、分析を進めておりました、近々公表できるというふうに考えております。

A：（文科省）同じく、ゲルマニウム半導体検出器で、ほかの核種のものが測定されれば、それを公表してくことといたしております。

Q：ごめんなさい、そういう意味ではですね、ゲルマニウム半導体だけではなくて、例えば先ほどそのヨウ素とセシウムに関して、要するに筋肉の方に貯まるというお話ありましたけれども、例えばほかのアルファ核種ベータ核種含めた状態というのであれば、そういうのが放出を確認できれば、水産庁の方で対応するというお話だったので、そういったものを調査されるかどうか、はお願いできますか。予定ありますでしょうか。

A：（文科省）陸上では測っていたことは御承知で、前も非常に、先ほど加藤審議官からも御説明あって、値が低いものだったということで、今、現在は、海洋でベータ核種についての調査は、今のところは予定はしておりません。

Q：これ、陸上で測って低いというのは、とても分かるのですが、現状、例えば 4 月からですね、海洋放出、あるいは海洋上の流出という形で、かなり炉心を通った水というのが、外に出ているので、この分に関しては、陸上の状況とかなり違うと思うんですけども、それでも同じような判断基準で、陸上で出ていないので、外では、今、必要はないということよろしいですか。

A：（原安委）先日も申し上げたかもしれないんですけども、陸上では確かに量が出てかつ、環境中を移行しやすいのが、ヨウ素とセシウムですから、まずはそこを押さえるということが必要ですけども、海洋につきましては、そもそも出方が、そうやって燃料などに触れた液体が出ている可能性がある

わけですし、そういったことで、海洋については、ほかの核種も押さえていく必要があるというふうに考えております。

Q：そうしますと、これまで事故からもうじき 2 ヶ月ぐらい経つんですが、今まで全くそれをやられてなかったというのは、これは安全委員会さんの方としては、どういうふうに認識されてますでしょうか。これから何らかの形で、訂正なり是正なりというのは、されていく予定はあるんでしょうか。

A：（原安委）まずは、そうは言いながらも、ヨウ素とセシウムが量も多いわけで、まずはそういったものを測って、拡散状況を把握するということは、それはそれでまずやってきたと思うんですけども、今後については、モニタリング強化計画に基づいて、実施方法などを文科省と協議する中で、専門家の意見も得て対応していきたいと思っております。

Q：それはいつ頃から始められる予定ですかね、例えばそのモニタリング、実際の調査というのは。

A：（原安委）日常的に行っておりますので、そういった中でこの問題も取り上げてまいりたいと思います。

Q：できるだけ早くお願いします。あとほかの質問をお願いできますか。

A：（水産庁）水産庁の調査点についての御質問ですけれども、これは、独立行政法人水産総合研究センターの調査が、水産資源の動向に関する調査でございますが、文科省の方から、海水の採水点を増やしたいということで、文科省さんなりあるいは東電なりがやっていない水域で、採水ポイントを設定したという、ただそれだけの経緯でございます。

Q：分かりました。どちらかというと、水産庁さんというよりは、どちらかというと、文科省さんの方にお伺いしたいのですが、先ほどの質問は。私は、東電と文科省の方で、どういう理由でそういう区域分けをされて、どういう経緯でそういうことになっていて、今でも続いていて、というのを伺いたいですけれども。

A：（東電）東京電力の方が基本的に沿岸、それから沖合 15km といったところの近いところを担当させていただいておまして、さらに広域の方に政府の

力を、支援をいただいているという状況でございます。

Q：ごめんなさい。回答になっていないので、もう1度お伺いしますが、東京電力さんではなくて、文科省さんにお尋ねしているんですけども、区分けはどういった経緯で、なぜ東京電力が沿岸のところから15kmまでをやり、それ以遠のところを文科省で担当するようになったのでしょうか。

A：（文科省）基本的に事業所からの排出ということなんで、事業所に近いところからスタートをしていただいたところの中で、お互いに距離的には、今このような分担を、お互いの了解でしてるということ以上の、余り経緯はないかもしれません。

Q：あの、すみません。今、この状況に、この状況の中で、事業所から出てくるものは、基本的に事業所で対応するという考え方事自体が、何か全く納得できないんですが。

A：（文科省）事業所に近いところから、と申し上げたんで。

Q：近いところですよ。実際に、先ほども質問したように、いろいろな理由で、飛び飛びにモニタリングがなっていたりとかですね、というのがあっても考えると、これ早急に、国の方で全エリアをやるべきではないかと思うんですけども、なぜ近いところは事業者さんに未だに任せているというのが、ちょっと理由が分からないんですけども、では、誰の判断、どなたの判断でそういったことになってるのでしょうか。

A：（文科省）関係者の中では、元々、経緯的には、最初にまず放出口の近くの話から始まって、文科省の方も測るということで、沖合の方を測るという中で、お互いに分担を、その辺りで、今と同じような状態で分担して、関係者が納得し合っているということではあるんですけども、そこは測定する側としてはですね。

Q：それは、何か聞いているとなあなあでやっているようにしか、聞こえないんですが、そこを例えば、東京電力の場合には、事故処理に集中してもらうということで、モニタリングに関しては、そっちに力を傾注するのは止めて、全部、国の方でやるとかですね、いうこととかはできないのでしょうか。もう1つ、付け加えると、現状、東京電力がやられている海洋調査に関して、

これ、モニタリングの核種分析も東電の中でやっているわけですよね。そういうところに人手を割くよりは、そちらを国でやっていく方がいいと思うんですけれども、そういうのはないんでしょうか。もう1度、さっきの質問の確認なんですけど、誰が、どういう経緯で、これは決められたんでしょうか、最終的に。判断されたのは、どなたになるんでしょう。

A：(文科省)ただ今、ちょっと御意見いただきます。関係者が話し合った中で、こういう分担で、お互いにそれぞれが了解しあってはいたんですけれども、ただ今の御意見は改めて検討させていただきたいと思います。

Q：お願いします。あとAPD等の件は。

A：(文科省)1つ補足いたしますと、文科省の場合は、海洋機構は独立行政法人、いわゆる民間扱いになっているということで、一定の制約はあるようでございます。入れる海域についてですね。取りあえず、ちょっと申し上げます。

Q：次の4番目の質問ですね。APDの補正予算を計上されてるということですが、個数であるとか、1つの学校に幾つぐらい配る。

A：(文科省)大体、今、福島県の中に学校が大体1,600ぐらいあると思いますが、そこに1つは配れるようなイメージで予算は考えています。ただ1個当たりの単価によるんですけれども、そのぐらい配れるつもりで予算にしております。

Q：すみません、取りあえず1校に1つだけですか。

A：(文科省)はい。そうです。

Q：それは少なすぎるという議論はなかったんでしょうか。学校の中に子どもがいて、代表的な先生に付けるというお話だったと。

A：(文科省)違います。これからお配りするのは、どちらかというと地点と考えております。52校の方は、人に着目してお配りしておりますが、これから考えているのは、学校というスペースにおいて、空間線量をモニタリングしていくという意味のものと考えておりますので。

Q : ごめんなさい、それはポケット線量計みたいなものではなくて、ですか。

A : (文科省) ポケット線量計ではない、線量計ですけれども。

Q : 積算計ですか。ポケット線量計は幾つぐらい配布して、幾つぐらい。

A : (文科省) 今、52 校に配布しております。元々52 校について値が高かったということで、文科省が4月14日に調査いたしました。そこに全部お配りしました。

Q : ごめんなさい、先ほどそれで、補正予算で増やすというお話だったので。

A : (文科省) それは、したがって1,600校全体に対して。

Q : これはポケット線量計ですか。

A : (文科省) ええとですね、ちょっと形式あれで、すみません。ちょっと把握が。1校に1つ配るという意味での。

Q : ポケット線量計を1校に1つずつ配るんですか。

A : (文科省) 人が付けるタイプではなくて、場所を測ってそれをモニターできるようにするタイプだったと。

Q : もしあれであれば、次回で結構なので、整理してその辺を教えていただけると。

A : (文科省) 分かりました。はい。

Q : お願いいたします。あと最後に要望書の件、お願いできますか。

A : (東電) 要望書の件につきましては、すみません、東京電力の広報の鈴木でございまして、昨日に引き続いて、私の方から回答させていただきま。審査会事務局と昨日、協議というかお話をさせていただいたのは事実でございまして。その上で、最終的に、昨日も申し上げましたけれども、審査指

針づくりのプロセス、途中段階なものですから、こういった資料については配布を控えさせていただきたいということで、お願いを申し上げたということでございます。昨日、申し上げたとおりだと思います。その上でですね、その後、被災をされた皆さま方からですね、この要望書について、報道されたこともありましてですね、公開を求める声がたくさん寄せられましたので、改めて今日これから、要望書の内容を皆さまに御参考にお配りをさせていただきますので、前からいきますか、はい、お配りをさせていただきます。改めて、内容を御覧いただければと思います。昨日、御説明した趣旨のとおりの内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございませうでしょうか。

Q：すみませぬ、昨日はですね、配布することを控えてくれというお話ではなくて、公表できないというふうに、ただ説明されていたんですが、配布することを控えるというのは、審査会の方にそう要望したということでしょうか。

A：（東電）いえ。私どもの希望として、そのように申し上げて、最終的には私どもの判断として控えさせていただいたということでございます。

#### ○司会

それでは、次の質問の方は。後ろですと、1番右の方ですかね、はい。お2人ですか。お2人。はい。後ろの男性から。

#### ○NHK 重田

Q：NHKの重田です。度々すみませぬ。確認したいことがあるんですが、文科省の方に1点、確認したいことと、あと水産庁の方に確認させていただきたいんですが、先ほど300km、遠くて300kmという話があったんですけども、これは、どこから300kmの数字になるのか確認させてください。あと水産庁の方にですね、魚の調査について4点ほど確認させていただきたいんですが、まず1つ目の、神奈川県から福島県南部、そして、福島県北部以北、というふうに分けられてるんですけども、これは、どうしてこういうふうに分けているのか、理由をお聞かせください。2点目は、先ほども質問あったと思うんですけども、現在、沿岸性種の水産物の調査は、どういう形で行っているのか、どの範囲で行っているのかをお聞かせください。3点目は、船で捕ったものをサンプリングという形と、これ文書を見る限り、市場にあがってきたものをサンプリングという形と、2つパターンで分けられると思うんですが、どういふふうに分けていくのか、お願ひします。最後に、別添4の5にある、

広域回遊性魚種については自粛するよう要請、という記述があるんですけども、沿岸性種についてはどのようにお考えなのかをお願いします。以上です。

A：(文科省) 最初の点ですが、別添5にある地図の中で、これは福島第一原発から300kmの点が、1番遠いということだそうです。

Q：できたら、では沿岸だとどれぐらい離れてるのか、お願いできますか。

A：(文科省) すみません、沿岸。

Q：陸地から、どれぐらい遠いのか、1番。

A：(文科省) 岸からですか。多分、上の宮城県とかの方のところの辺りが、すみません、二百何十kmかなとは思いますが、ちょっと正確には、またこれも確認します。下に書いてあるとおりなんですけれどね。これで測っていただけるかもしれないんですけども。

Q：分かりました。水産庁の方、お願いできますか。

A：(水産庁) はい、大分、疲れてきたんで、ちゃんと質問を聞いてるかどうか分からないですけども、神奈川県から福島県南部までと、そういうふうに分けた理由というのは、これは基本的に神奈川県から福島県の南部といいますか、県境の部分については、今でも調査をしてることがございます。北部、原発より北の部分については、調査が余り手が着いてないということで、その差があるということがございます。それからですね、現在のやっている調査の方法ですが、これは、関係の漁業者が捕ってきた魚、これは、どこでいつ捕ったかというのは、はっきりさせた上で、水揚げした段階でそれを研究機関、水産庁の研究機関を含みますが、そこに送ってもらって分析して、各県にフィードバックして、各県から厚生省に通報し、公開し、同時に水産庁のホームページにもアップされていくというシステムをとっています。それから、3つ目はちょっとよく分からなかったんですが、4つ目の最後の、広域の部分についてのみ書いてあるというのは、これは県の方で今までは自粛、要するに沿岸のものについては、沿岸のどの水域を捕れるかというのは、県の判断でやっておりますんで、そこが抜けているということがございます。いずれにしてもそれは、そういった高い値が出た漁場の魚を一切、捕らないような自粛の指導というのが行われていることになります。3点目、もう1回

繰り返していただけますか。

Q：すみません、ちょっと理解が、僕、間違っていたら申しわけないんですけども、魚を調べるために船を出して、魚を捕ってきてそれを調べるのか、若しくは、本当に売るためにあがってくる市場の魚を調べるのか、っていうの。

A：（水産庁）分かりました。操業を始める前は、もうサンプリングだけの目的で少量を捕ってきます。そこでOKが、要するに、放射性物質が少ないということで、操業が始まりますと、実際に操業の中で、水揚げされてくる魚からサンプリングされます、ということです。

Q：先ほどの話だと、福島県と宮城県が、今、操業していないということだったと思うんですが、それ以外は、今、言った、後者の方法でやっていくということでしょうか。

A：（水産庁）はい、そうですが、魚種によってはまだですね、例えば茨城県沖でも、まだ操業が始まっていない魚種があります。これは、まず本操業を始める前にサンプリングをしてもらって、大丈夫だということが分かってから本操業が始まるということになりますので、ほかの水域でも同じプロセスを辿ることになります。

Q：最後にもう1度確認させていただきたいんですが、先ほどの沿岸性種については、各道県、やってらっしゃるということなんですけれども、規制については、今後の形はどうなっていくのでしょうか。

A：（水産庁）同じ形を取ります。

Q：広域回遊性魚種とは、また違う形ということですか。

A：（水産庁）なぜこういうことになってるかといいますと、広域の、例えば秋刀魚ですけども、秋刀魚をですね、岩手県沖で捕れている秋刀魚を、また移動して行ってですね、違う宮城県沖でも捕れることになるということで、これ、移動が激しいので、黒（注：暫定規制値を超えた状態）が出ての間は、ずっと漁獲を閉めておかなければならないということで、水産庁が中心になって、この操業の仕方については指導していくということが区別されている

ということでございます。

Q：ありがとうございました。

○司会  
手前の方。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランスの小嶋です。大きく3点あります。1点目、水産庁さんへなんですけれども、例えば海洋の魚類の調査なんですけれども、鯖とか鮭とかは、缶詰で水煮にされたり、鰹の場合、酒盗にしたりすると思うんですけれども、こういった調理法に関しても含めて、ちゃんと考慮に入れて調査するということでしょうか。例えばこういうふうに、調理法は様々なんで、全てホールで調査するということは、お考えにならないのでしょうか、ということが1点です。2点目が、東電さんへなんですけれども、前回お尋ねしたアレバ社さんの資料との相違点、見解の相違点についてお聞きしたいです。アレバ社さんの資料だと、ベントが建屋内に行われている、といった点があったんですけれども、その点について回答をお願いします。もう1点が、前回、その一連の質問の中で、2号機のブローアウトパネルですかね、が外れたのは1号機爆発の際というお答えだったんですけれども、これでよろしいでしょうか。政府資料では3号機爆発の際、15日14時の政府資料で、3号機爆発の際、つまり、14日11時01分というふうになっているんですけれども、その点についてお聞きしたいです。

A：（水産庁）水産庁ですけれども、魚の利用方法を考慮して、調査していきます。そういうことでよろしいですかね。だから、今、おっしゃったようにですね、内蔵を特に使う場合に、内蔵の部分についての調査をしなければいけないということになれば、それはやっていくという意味でございます。

Q：具体的に、鯖、鮭等は、缶詰で水煮とかされると思うんですけれども、その点についても、考慮の範囲ですか。

A：（水産庁）もちろん、生で全体をやりますんで、水煮してから測るわけじゃないです。

Q：違います。水煮等にするじゃないですか。

A：(水産庁) 水煮等する部位を全部測る、ということですね。そういう意味です。

Q：そういう場合だと、つまり、調理法によっては、その缶詰にする際には水煮にしたりすると思うんで、例えば鰹だと酒盗にしたりすると思うんで、そういうものも全部、考慮してあるということですか。

A：(水産庁) はい。考慮してあります。

Q：各地に、地域によってそういう調理法は色々だと思うんで、その点も勘案して、ホールで全部、調査するということは、お考えにならないということですかね。例えば、いろんな調理法があると思うんですよ、魚とかは。

A：(水産庁) 調査した結果にもよるんですけども、全てを決まった労力なり分析力でやっていきますんで、もちろん、優先順位を付けてやらざるを得ないという場合が出てきますが、基本的には、調理方法ですとか利用形態を考えながら、あるいは地域性を考えながらやっていくということになります。

Q：なので、そういうことがあると思うんで、先にホールで全部やっちゃって、それで一応、調査が出て、それで気になる点を、そこから、内臓を省いたり、そういうことの調査につなげていくという方向の方が、安全性的に高いような気がするんですけども、その点についてはどうでしょうか。

A：(水産庁) 本当に分析をやってる者がいますんで、今、代わりますね。

A：(水産庁) 全体を利用するものは当然ホールで分析しますし、筋肉の部分を食べるものはそのときに筋肉に分けて測定する、という方針でいます。

Q：そのときに、全ての調理法をちゃんと把握されているということですかね。

A：(水産庁) さすがに、完全に全ての調理法を把握できているとは思いませんが、代表的なものは考慮しながらやっていこうという方針です。

Q：なので、全ての調理法が分からないと思うんで、できれば先に、全部ホールで調査してから、その細かい点について、また別で調査した方がいいのかなというふうに思ったんですけども。

A：（水産庁）現在、どういう核種がこれから出てくるか分かりませんが、放射性のセシウムを中心に測定しているんですが、それぞれの各部位をこれまで調べてきた、研究所で何十年か調べてきましたが、1番濃度が高い部分が筋肉であるということで、まず筋肉を測れば、全体的なものを見てということ、筋肉を優先的に測ってきているということです。それで、全体で使うものは、当然、全体で測っていきます。

Q：分かりました。そういう判断だということは分かりました。了解です。次、東電さんについてお願いします。

A：（東電）まずアレバ社さんの資料の件でございますけれども、アレバ社さんの資料で、建屋内ベントというふうな記載があるようでございますけれども、具体的に、東電としてそれが何を指すものというのとは不明でございます。格納容器内のベントということで、排気筒につながるラインは設置しておりますけれども、格納容器内から、原子炉建屋のオペレーティングフロアに通じるような配管はございません。それから、2号機のブローアウトパネルが開いた時刻でございますけれども、こちら少し、私の方が勘違いをしております、1号機で爆発で開いたのか、3号機で爆発で開いたのか、不明でございます。いつ開いたのかという、明確な時刻の特定はできておりません。3号機の爆発以降に、2号機のブローアウトパネルが開いているということが確認されたということでございます。

Q：では、1点目について聞きます。アレバ社さんの資料だと、建屋内にあるということなんですけれども、そこは認識の違いということでしょうかね。

A：（東電）認識の違いといえますか、私どもの設備に、原子炉建屋内にベントするというようなラインはございません。

Q：それでは、水素爆発が起こった理由についてちょっともう1回お願いします。

A：（東電）水素爆発が起こった理由につきましては、原子炉の中の冷却が、十分に行えなくなったという段階で、燃料の被覆管の温度が上昇して、水と高温の被覆管の材料でございますジルコニウムが反応して、水素が発生したも

のというふうに推定しています。その水素が、ライン的には、少し経路は不明でございますけれども、格納容器を通り抜けまして、原子炉建屋の上部に堆積したもののというふうに推定しています。

Q：この経路が不明というところが、分からないということですね。

A：（東電）はい。そうです。

Q：分かりました。2点目なんですけれども、政府資料で、3号機爆発の後で、写真でこのガーディアン社とか、デジタルグローブ社の写真を見ると、2011年3月13日9時52分の写真だと思うんですけれども、そこではもう既に、2号機に空いてるんですね、ブローアウトパネルの穴が。なので、3号機爆発の後というのは、違うと思うんですけれども、その点、確認できないでしょうか。

A：（東電）まあそういった写真で、空いているということが確認できているというのであれば、撮影者さんがその時刻に撮られたということであれば、その時刻に空いていたんだろうというふうに思います。

Q：それでは、その写真が確認できれば、3号機の爆発のときではなくて、それより以前ということが分かりますね。

A：（東電）そうだと思います。

Q：では、その写真を確認して、次回までに返答をいただければと思います。それだと政府資料が間違っているということになるので、3号機の爆発の時点でないということは。

#### ○司会

次の質問、前の方、4人残っておられたと思いますが。もう1度、4人の方、手を挙げていただけませんか。お2人でよろしいですか、では、そちらの方から。で、最後。

#### ○テレビ朝日 鈴木

Q：テレビ朝日の鈴木と申します。保安院にお伺いします。緊急安全対策の件なんですけれども、中部電力の浜岡発電所の3号機の運転再開を認めず、4号

機と5号機の停止という情報が入ってるんですけども、まず1点は、なぜこのような判断をしたのか。それから、いつまでこの3つは停止なのか。対策が取ればOKなんですか、それとも東海地震が起こるまでは、再開しないんでしょうか。以上、お伺いしたいと思います。

A：(保安院) 私は今、その情報を知りませんので、コメントできません。

Q：ありがとうございました。

#### ○司会

では、最後ということで、そちらの男性の方、お願いします。

#### ○読売新聞 大山

Q：読売新聞の大山と申します。作業員の確保について、東京電力に伺いたいのですが、工程表実施のために必要な作業員の数について、具体的な数字というのは出てきているのでしょうか。これまでなかなか答えていただけなくて、その点と、あと、以前、退職の方もですね、含めて呼びかけるとい話がありました、実際にこれに応じてくれた人というのは、何人ぐらいいるのでしょうか。それと、以前、何日か前に、作業員の生活環境改善対策ということで、何点が挙げられてましたけれども、今、現在、既にもう実施されていることが、どのようなものが挙げられるかということと、今後の暑さ対策、今のところは休憩所を設置しただけに留まっているんですけども、今後、暑さが厳しくなるに従って、それ以上の対策が必要になると思うんですけども、何か具体的に考えていることがあればお願いします。

A：(東電) 具体的な作業員の方々の人数につきましては、まだ正確な見積りというか算定までは至っておりません。現在は、必要な工事をやるということでございます。それから、当社のOBにつきましては、そういった準備を進めているということは事実でございますけれども、まだ具体的に、仕事をお願いしたとか、あるいは働き始めたというふうなことは、まだございません。生活環境への取り組みでございますけれども、こちらにつきましては、まだプレハブ仮施設につきましては、まだ用地の選定中でございます。暑さ対策等につきましては、現在、休憩所の設置を5、6号機の方を終わったわけでございますけれども、そのほか、西側正門の駐車場の外といったところに、休憩所の設置をするというようなことを増設を行っていることと、もう1つは、クールベストといった、暑さ対策で身体を冷やすというようなことを手配を

進めているという段階でございます。

Q：すみません、退職者への応募なんですけれども、具体的に、いつまでに応募するのですとか、その方はいつまで派遣されているとか、スケジュールなんかはあるのでしょうか。

A：（東電）まだ具体的な予定はございません。

#### ○司会

はい。どうもありがとうございました。以上を持ちまして質疑を終わりにさせていただきますと思います。それでは、東京電力の方から本日の実績について報告します。

#### <東京電力からの本日の作業状況説明について>

##### ○東京電力

本日の実績でございますけれども、原子炉への注水状況でございますけれども、17時現在で、1号機が8m<sup>3</sup>/h、2号機が7、3号機が9でございます。窒素の封入でございますけれども、11時現在で、窒素総封入量は、13,900m<sup>3</sup>。格納容器内の圧力といたしましては、134.8KPaでございます。1号機の環境改善のための局所排風機の運転につきましては、30時間を目途に、現在、連続運転中でございます。使用済燃料プールの注水は、本日、2号機に対しまして約58t、4号機に対しまして180t実施でございます。4号機のプールの水位でございますけれども、12時8分に測定した結果につきましては、燃料上部より約5m上でございます。水温は85度ございました。タービン建屋の移送の状況でございますけれども、集中廃棄物処理建屋の17時現在の初期値からの増加量につきましては、1,882mmということで、本日の朝7時断面から比べますと、48mm上昇でございます。移送量総量につきましては、累計で3,860m<sup>3</sup>でございます。トレンチの水位でございますけれども、全て17時の値でございますが、1号機で1,940mm、2号機870mm、3号機830mmでございます。2号機は10mm低下、3号機は10mm上昇ということでございます。タービン建屋の水位でございますけれども、1号機がOPで5,050mm、2号機3,100mm、3号機3,100mm、4号機3,200mmということで、昨日から変化がないという状態でございます。飛散防止剤の散布実績でございますけれども、クローラーダンプによりまして、1号機原子炉建屋西側に対しまして、約4,000m<sup>2</sup>に対して散布を行っております。有人につきましては、物揚げ場の西側法面、それから集中廃棄物処理施設の周辺、それからグラウンドに対しまして、約5,200m<sup>2</sup>実施いたしました。それから、リモートコン

トロールによります瓦れきの撤去でございますけれども、本日は1号機の原子炉建屋の大物搬入口の入り口、それから、2号機、3号機の原子炉建屋間の道路に対して撤去作業を行いまして、コンテナ7個の回収を行っております。累計で99個というコンテナ数になります。飛散防止剤の散布につきましては、明日はクローラードンプの設備を移動するため、散布の予定はございません。また、有人の作業につきましては、本日と同じく、物揚げ場の西側法面に対して、実施する予定でございます。2号機の立坑の閉塞作業につきましては、本日、コンクリート打設を行う予定であります。こちらは、明日も継続作業になります。以上でございます。

#### ○司会

はい、どうもありがとうございました。以上を持ちまして、本日の記者会見を終わりにさせていただきます。次回でございますが、明後日8日の16時半からということで予定しております。よろしく願いいたします。